

## 平成 2 1 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 2 号

---

平成 2 1 年 1 2 月 3 日 (木曜日)

---

議事日程 第 2 号

平成 2 1 年 1 2 月 3 日 (木曜日) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	熊谷 誠司 君	総務課長	小林 秀行 君
税 務 課 長	阿佐美 恒治 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	新井 敬茂 君	住 民 課 長	佐藤 千尋 君
生活環境安全課長	重田 正典 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	太田 巧 君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一 君	学校教育課長	川端 洋一 君
生涯学習課長	加藤 喜代孝 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼庶務係長	小板橋 保	主 査	関根 聡子

## ○開 議

午前9時開議

議長（宇津木治宣君） おはようございます。

傍聴人の皆さんには、早朝からご苦労さまでございます。傍聴人は、議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛をお願いをいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードにさせていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 一般質問

議長（宇津木治宣君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、5番齊藤嘉和議員の発言を許します。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） おはようございます。5番齊藤嘉和でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目、新年度予算の編成方針と、国の政権交代による町への影響はどうかについてお伺いをいたします。昨今の経済不況により、税収の落ち込みが懸念される中、どう財源を確保し、どんな基本方針のもと予算編成を行っていくか、まず伺います。

国では、民主党政権が誕生し、公共事業の見直しや削減が叫ばれております。マニフェストには、ばらまきとも思える諸手当や補助金等が掲げられております。これらは、地方の自治体に負担がかかってくるようなことはないのかどうか、町としてどんな予測をしているか伺います。

1つ目として、予算編成に当たっての基本方針はどうか。

2つ目、税収の見通しと対策について。

3つ目、マニフェストを見て、町にどんな影響があると思うか。

4つ目、今度の政権で、国からの補助金や支出金等がどう変わると思われるかについてお伺いをいたします。

2つ目の質問でございます。山ノ内町から提供された町民の森の活用方法についてお伺いをいたします。去る5月に、山ノ内町町内の夕日山一帯13.42ヘクタールが山ノ内町より提供されました。また、両町のトップらによる記念植樹も行われました。聞くところによりますと、山はさほど急峻ではなく、頂上まで往復2時間程度の登山道が整備されているそうであります。春には山菜とりに新緑、夏は森林浴、そして秋には紅葉にキノコ狩りが楽しめるそうであります。当町にはない本格的な山を

借り受け、町民にどのように接してもらおうかお伺いいたします。

1つ目として、借りるに当たって、協定書の内容はどんな中身になっているかお伺いします。

2つ目、町民を対象にした具体的な活用方法についてお伺いいたします。

そして、3つ目、友好交流都市提携を結んで以降の交流状況についてお伺いをいたします。

3つ目の質問です。町道103号線の交通量緩和対策についてお伺いいたします。現在でも、平日を中心に芝根方面や上飯島交差点への往来車両が多く見られます。数年後には、上飯島交差点から新滝川までが整備されると、より多くの車が通ると考えられます。町では、これらについてどう対策を考えているかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。

5番齊藤嘉和議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、新年度予算の編成方針と、国の政権交代による町への影響についての質問でございます。初めに、予算編成に当たっての基本方針でございます。平成22年度予算編成方針につきましては、11月に各課長並びに予算編成担当者に説明会を行っております。

まず、平成22年度予算編成方針の内容について申し上げます。日本経済の低迷が続いていることや、本年8月の衆議院議員総選挙において政権交代が行われたことなどにより、平成22年度当初予算については、従来の予算から大幅な見直しが予想されますが、町としては平成22年度の歳入については、町税などの減収が予想されるため、歳出において、前年度に引き続き無駄ゼロに向けて事務事業全般にわたり見直しを行い、平成20年度決算において、地方交付税などの落ち込みなどにより自主財源が減少したため、経常収支比率が上昇いたしました。財政の硬直化が進んだ状態となっていましたので、これからも一般財源は限られていることを理解し、整理、合理化を一層進めることにより経費節減を徹底することとしております。

また、22年度予算の重点施策としましては、次の5項目でございます。健康とスポーツのまちづくり、子供やお年寄りに温かい福祉のまちづくり、経済対策によるまちづくり、安心安全なまちづくり、町民一人一人が主役の協働のまちづくりの5項目を念頭に置いて、住みよいまちづくりに向けた予算編成を行っていきたいと考えております。

次に、税収の見通しと対策との質問でございます。今年度の状況から見ますと、10月末の町税の調定額であります。個人住民税では前年と同様でございます。法人町民税では、前年度対比6割程度となっており、この法人町民税については厳しい状況であります。固定資産税では、この固定資産税が一番町民税の中の大きな割合を占めておりますけれども、これは前年と同様となっております。今後の経済状況が回復の兆しが見られないと、来年度は自主財源の確保が非常に厳しい状況になると

推測されます。また、町税等の収納率低下が予測され、財政に与える影響が出てくることが心配されます。

そこで、職員が一丸となって、収納率の向上に、なお一層の努力をしていくことが重要だと考えております。12月経営会議でも、再度各課長に平成22年度予算への考え方とし、事業精査をするとともに新事業についても検討し、住民サービスを落とさずにお金を使わないで、新しい仕事を考えようということで指示をしております。健全財政が維持できるような予算要求を行うように、再度指示を行っております。

次に、マニフェストや現在の動向を見て、このマニフェストというのは、民主党のマニフェストだと思いますけれども、マニフェストの動向を見て、町にどんな影響があると思うか、また今度の政権で、国からの補助金や支出金はどう変わるかの2点であります。民主党マニフェストには55項目ほどが掲げられてありますが、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済の中には、地方に対して影響が懸念される項目もあり、これが今後町に直接どのような影響が起るかは、今のところまだ不透明な段階でございます。

マニフェストの中には、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に自由に使える一括交付金方式や暫定税率の廃止などの項目もあります。また、11月に行われました事業仕分けでは、地方自治体に直接関係するような補助金や地方交付税の考え方などについて、仕分け作業が行われております。その結果については、国においても協議され、結果が出るように聞いていますので、現在では来年度どのように変わっていくか、はっきりした数字的なものはまだ出ておりませんので、はっきりしない状況であります。今後の動向に注意し、来年度予算編成を行っていきたいと考えております。

続きまして、山ノ内町から提供されました町民の森の活用方法についての質問でございます。町民の森は、山ノ内町が所有している山林の一部を玉村町に無償で貸していただけるものでありまして、ことしの5月29日に私と石川議長とお伺いしまして、協定書の調印をいたしました。

まず最初に、借りるに当たっての協定書の内容についてでございますが、これは全7条の規定により協定書となっております。主な内容としますと、この目的、これは両町の交流の場とする。お互いにこの場所を有効利用しようということでございます。期間については、解約の申し出がない限り、これは自動継続ということで無期限ということでございます。玉村町の責務としては、環境を壊さない。この森の環境を壊さない。森を維持していくということと、目的外の使用、町がだれかほかの人に、第三者に貸すとかそういうことはしないと。転貸しですね、そういうことはしないということが、この協定書の主な内容でございます。

町民を対象とした具体的な活用方法ということでございますけれども、先ほど齊藤議員さんが申されたとおり、山菜がとれるというような話は聞いております。以前、山ノ内町では、冬にはクロスカントリーを、その山をコースとして使ったということでございます。大変四季折々の変化のある自然林でございますので、特に山のない玉村町の子供たちが、山のすばらしさ、楽しさを実感できるよう

な場になればと考えております。その上で管理や使用方法等についても、今後よく検討してまいりたいと思います。

特に、管理についてでございますけれども、これは町有林でございますので、玉村町のほうで下刈りをしたり木の枝を落としたりとか、そういう管理は一切要らないということございまして、この管理については、山ノ内町が責任を持って町有林の管理をしていただけると。ただ、玉村町の皆さんには、この山を利用していただければいいという、そういうことは向こうの町長のほうから言われております。

次に、友好交流都市の協定締結後の交流状況でございますけれども、玉村町から山ノ内町への交流訪問としては、少年野球がことし、去年と2回ほど山ノ内町に行きまして、交流試合をしております。そういうのを、今度は山ノ内町からもこちらへ来ていただければと思っております。また、町にあるいろんな各種団体、この団体の方たちが山ノ内町を訪問し、あそこには大変温泉地がございますので、山ノ内町を訪問しております。

もう一つ、秋、先日行ってきたのですけれども、リンゴのボランティア、これを3年前からしております。バスで30名ほどでリンゴのボランティアということで、山ノ内町の農家に行きましてリンゴもぎを手伝ってくるというボランティアでございます。ことしも11月21日に行きまして、笠原議員さんなども、この応援にまざって行っていただきまして、大変感謝をされておりました。

また、山ノ内町から玉村町への訪問としては、特に産業祭に山ノ内町からリンゴを持ってきていただきまして、産業祭に花を添えていただいていると。大変売り上げがいいのと、買った人が大変おいしかったということで好評でございます。今後も当面続けていくという予定でございます。

また、ことしは花火大会のほうにも議会の皆さんの招致ということで、山ノ内町議会から議員さんが、全員玉村町の花火大会に来ていただいたということでございます。今後もこのような積極的に交流を継続していければと。私は、特に子供たちの交流を、これからもっともっとしていきたいと考えております。山のない玉村町でございますので、志賀高原一帯が山ノ内町でございますので、子供たちを、山との交流をもっともっとしていただきたいと考えております。

また、当町のライオンズクラブ、これが今月の19日に山ノ内町のライオンズクラブと姉妹提携を締結いたします。もう一つ、商工会なども山ノ内町の商工会との、今後友好都市関係を目指していきたいという話は聞いております。そんな形で、今後ますます山ノ内町と玉村町の交流が深まっていけばと思っております。

また、もう一つ、町としては、将来的には災害救助のお互いの協定をしていきたいと考えております。これはまだ具体的な話までいっていないのですけれども、向こうの町長とはそんな話が、今進んでおります。

続きまして、町道103号線の交通緩和策についての質問にお答えいたします。現在、整備を行っている上飯島交差点から新滝川までの町道217号線が供用開始になりますと、車両等の流入が増加

すると考えられます。現在でも町道103号線の交通量は多く、地域住民の方々は不安を抱いていると思います。町道103号線は、平成19年から用水路の改修工事と舗装工事を合わせて年次計画で進めております。さらに、103号線の北の町道1546号線も、今年度から着手する予定であります。この工事は、北側の用水路の伏せかえと、南側にL型の擁壁を官民境に布設し、可能な限り道路幅員を確保したいと考えております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 自席より、引き続き質問を続けていきたいと思っております。

先ほど、町長の答弁の中に、基本方針の中に5項目の重点目標とありますが、基本方針があるというふうな話を聞きました。その中の3点目で、経済対策に伴う云々と言われたのですが、この点についてちょっと聞き落としがあるように思うので、もう一遍経済対策についてお伺いをしたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今後の経済対策でいいわけですね。

〔「そうです」の声あり〕

町長（貫井孝道君） 玉村町内の事業、産業も大変打撃をこうむっております。そういう中で町とすれば、この人たちにどういうふうな形で、今後の企業活動を援助していくかということでございます。一番、過去の中では、県の資金に対する保証料の補助金でございました。これは大変好評でございましたけれども、銀行に聞いていきますと、大体いっぱい借りているので、ほとんど借りる枠がないから、新しい借り入れについての保証料の云々というのが出ていまして、確かに企業は大変ですから、借入金をいっぱいしていますから、新しい借入金に対する保証料の補助というような枠をつくっても、なかなか使う道がないのが現状かなと思っております。新規の貸し出しというのがあれば、使えるのですが、そういうのがなかなかないということで、銀行からのいろんなアンケートをとりましたら、みんな目いっぱい枠を使っていますので、それ以上の借り入れの枠がないのだという、そんなような状況でございます。だから、企業とすれば、大変な状況になっているということは定かでございますので、これからどういうふうな形で援助していくかということでございます。

もう一つ、効果が出たのが得々商品券、これにつきましては非常に好評でございましたし、来年度も好評得々商品券については継続してやっていきたいというのが、商工会との話の中では、商工会のほうからもかなり出ておりまして、来年度予算にそれを計上するというので、今検討している最中でございます。

そういう中で、大手については仕事の量は、以前の7割ぐらいまでに戻ったという話でございます。

ただ、7割ぐらい戻りましたけれども、利益率は全然戻らない。非常に厳しいらしいです。特に、太陽誘電さんなどの話を聞いてみますと、競争相手が韓国だということで利益率が非常に厳しいと。ですから、仕事量はある程度ふえてきたけれども、利益は上がってきませんというのが現状なようでございます。それと、あわせて自動車関連の企業についても大変でございますし、今、うちの東部工業団地に進出予定の関東精密鋳断さんなどは、中国にある工場についての仕事は確保できたけれども、国内の仕事はまだふえていないというのが現状でございます。そういう中で、町としては今後どういうふうな形で、中小企業、零細企業の皆さんにこれを援助していくかと。保証協会の貸し出し枠の小口資金の保証料、貸し出し金利の引き下げ、そういうのも今検討しております。

そういう中で、少しでも金融が緩和して低金利で金が使えというのが、当面の企業対策かなと考えておりますけれども、いろんなそのほかにも町としてできるものがあれば、町としては積極的に取り組んでいく予定でございますので、今後とも、商工会等はこれから定期的に打ち合わせをしていくということで、商工会等の打ち合わせ、また農業団体との打ち合わせをしながら、流動的に考えていきたいと思っております。

細部については、経済産業課長のほうからまだあると思しますので、補足説明をさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） ただいま町長が申し上げましたとおり、予算編成の真ただ中というところでありまして、経済対策につきましても、予算の全体的な基本方針をもとに経済対策をどのように考えていったらいいかということ、今検討しているところでございます。町長からかなり細かく説明させていただきましたので、そういうところで今一生懸命検討しているところということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 昨年来の不況ということで、ことしデフレスパイラルに陥った。そんな状況の中では、大変経済対策に係る町の取り組み、求められている一番必要度の高い分野かな、そんなふうに思ひます。今は基本的な予算編成の段階ということで、細部については、これから逐次できていくものと思ひますから、具体的なことはこれ以上は聞きませんけれども、ぜひ積極的に前向きな取り組みでこの経済対策を進めていっていただきたい、そんなふうにも考えます。

そこで、基本方針は伺ったのですけれども、来年度の新規事業の目玉といひますか、そのラインについてはどんなふうな考え方を持っているか、これについてお願ひしたいと思ひます。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕



総務課長（小林秀行君） 新規事業につきましては、ただいま取りまとめ中でございますので、各課が発想に基づいてそういう新しい事業を考えてくると。それが妥当であるかどうかをよく見きわめまして、そして新しい事業として取り入れると、そういう形になってくると思います。特に、来年度の予算編成の財源につきましては、非常に不透明になっております。経済状況が悪いということから、法人町民税が多分落ち込むのではないと言われて思いますし、地方交付税が今までどおりのやり方で来るかどうかわからないという状況でございますので、財源の確保、これに見合った事業ということになると思いますので、新しい事業につきましても慎重に考えていかなければいけないと。その中身については、ただいま取りまとめ中ということでございますので、今、この段階で何々ということはいえない状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今、細かいというか、具体的には総務課長のほうから話したのですけれども、私のほうで指示をしたのは、齊藤議員さんが言われたように目玉としては金のかからない事業ということで、各課で1つ以上の新規事業を考えるというのを指示をいたしました。特に、私は来年度の新規事業で、新規事業ということでもないのであるけれども、来年度大きくやりたいと思うのは協働のまちづくりということでございますので、町民の皆さんに町政に参加をしていただくという。ボランティア活動ということもよく言われますけれども、そういうような形で協働のまちづくりを来年度の大きな目玉にしていきたいと。そのために、どういうふうな形で、協働のまちづくりがスムーズにいくような体制が整えられるかということでございます。

これは、まだはっきりしないのですけれども、先日上毛新聞のほうから、今年度の社会賞というのですか、社会奉仕賞というのですか、その推薦をしてくださいということで玉村町に来まして、私はボランティア活動で社会福祉協議会が週1回、独居老人にお弁当配りをしておりますということで、それを推薦いたしました。多分、これは前に1回、何か推薦ちょっとしたのですけれども、受け付けられなかったという話があるのですけれども、今回は多分社会福祉賞という、社会賞という年末に出る賞に入るのではないかと思うのですけれども、この中で平成6年からこの事業を始めまして、16年間ずっとこのボランティアをしている方が16名おりました。大体、食事をつくる人と、地区に配送する人と、その地区で1軒1軒回る人と、3つに仕事に分かれていまして、多分100人ぐらいの方が毎回携わっているのだと思うのですけれども、交代交代で行っているのですけれども、それをずっと1回目からその仕事に携わっている。

例えば、元井田町長の奥さんなんかもそれをやってくれているのです。そういう中で、16人の方が、これはもしかすると数が16か17かちょっと不安なのではあるけれども、16人前後の方が1回目から16年間、そのボランティアをしてくれているということでございますので、そういうような形のボランティア活動はもちろんですけれども、協働のまちづくりということで、協働センターという

ものを来年度の目玉としてやっていきたいというふうに、私の考えでございます。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 町長の先ほどの答弁の中で、協働のまちづくりを特にというふうな話もあったのですが、これは新規ということよりは、以前から協働のまちづくりを進めるということは、町の基本として前々うたってきたことだと思います。新規と言うとちょっと疑問があるのですが、特に来年はそれに重点を入れたいのだと、そういうことだと思いますけれども、そういうことでよろしいですか、町長。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今までもずっと協働のまちづくりは提唱してきましたけれども、来年度はこういう時世でございますので、それを一歩進めて、もう一つ形を変えた中で協働のまちづくりの本当の定着をしていく、町の中にこれが定着していくような施策をしていきたいという予定でございます。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） はい、わかりました。

次に移りたいと思います。税金については、先ほど町長の1回目の答弁の中で、大体説明があったというふうに思います。ですけれども、そこでちょっとお聞きをしますので、収納率の見込み、当初予算でいきますと、個人町民税については97%、法人町民税については99%、そんなふうな当初計画されておりますけれども、この辺については推測として、税務課長、どんなふうに考えておりますか。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 収納率の推移でございます。ご承知のとおり、収税室のほうに特別対策係を設けてから、徐々にではございますけれども、収納率は上がってまいりました。しかし、ここに来まして、ご承知のとおり大分厳しい状況の中では、現時点での収納率は、昨年度に比べて1.6ポイントほど下がっております。これはとらえ方によって変わりますけれども、この1.6%が下がったということは、相当厳しいということなわけですけれども、ただほかの町村と比べていいということは、こういう席で言うべきではないのかもしれませんが、ほかの町村と比べれば、まだ上位にランクはされているという状況でございます。1.6%ほど下がっているという状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 収税室、特別対策室、対策係ですか、中心に頑張っていただいていると思

ます。

それで、もう一つなのですけれども、滞納繰り越し分というのがあると思うのですけれども、この辺については、平年以上に取り立てが厳しいのではないかというふうに推測もされるわけですが、滞納繰り越し分と個人町民税分1,800万円ぐらい当初予算にあったかと思えますけれども、こちら辺の収納率はどんな状況でいっていますか。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 現年と滞納繰り越しと分けて滞納整理を行っているわけではございません。ということで、先ほど申し上げました1.6%下がっているというのは、滞納繰り越し及び現年を含めたものとして1.6%下がっているということでございます。今、私ども国税徴収法に照らして、しっかりと滞納整理を実施させていただいております。今、町民の方々から求められているのは、適法かつ厳正に滞納整理を行うということが、町民の方々の負託にこたえることなのだろうと思っております。ですから、しっかりとした財産調査を行い、財産がある場合には差し押さえをし換価をする。ただし、一律機械的にこれを実施するというものではございません。滞納者の方々の誠意あるいは資力によって、しっかりとその辺の見きわめをして滞納整理をさせていただいております。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 次の質問の政権がかわったことについての影響について、何点かお聞きをいたします。

まず、広域幹線道路、そして高崎・玉村スマートインターチェンジ、これらについての現在の進捗状況というのは、どんなことになっておるかお聞きをいたします。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 工事のほうの用地買収、広域幹線道路については、ことし地権者のほうの説明会、2会場私も立ち会いをさせていただきました。その後、今日までの用地買収ぐあい、約80%ぐらいは買収できたということで順調に進んでおります。全体的な予算のことは、県のほうも国のほうの政権がかわってということで、どういう抑えが来るかどうかわかりません。その辺のところは、県のほうでもつかんでいないというのが状況だと思います。ただ、仕分け事業の中で、この間ですか、大型事業については、何か少し絞めるような話をしていたような気がしますので、国全体から見て群馬県がやっている広域幹線道路の残された部分というのは、そんなに大きな事業費にならないのかなと私は思っています。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 今、用地買収が 80% というのは、これは広幹道ではなくスマートインターチェンジのことだと思うのですけれども、ちょっと私の聞き漏らしかと思うので、もう一遍お願いしたいのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔 都市建設課長 横堀徳寿君発言 〕

都市建設課長（横堀徳寿君） スマートインターチェンジにつきましては、事業を高崎市にお願いをして進めております。12月4日、今度の土、日あたりだと思いますけれども、高崎市の地権者の方、ほとんどが玉村町の行政区の近いところに出耕作で、下齋田の方が耕作していますから、ほとんどが高崎市の方です。その方に用地交渉等の説明会をして、12月24日だと思いますけれども、承諾いただければ立ち会いをして、測定の確認、個人の土地の用地確定、そういうものをしたいということで、用地買収のほうの玉村町部分の上り線のところの土地について、まだ用地買収はしていないと思います。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） はい、わかりました。

そこで、一番懸念されるのは、先ほども話があったかと思いますが、これらのスマートインターチェンジや広幹道が予定どおり工事が進むかどうかということだと思うのですけれども、その辺について推測になってしまうのかもわかりませんが、現状を把握している中での考えを聞かせていただきたいと思います。町長に、知っている範囲で。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） きのうの県議会でもその問題が出まして、県内のバイパス工事について、かなりおくれが出るのではないかなというような知事の答弁がありましたけれども、スマートインターと広幹道、橋の橋梁、11月7日の日に起工式というのですか、着工式を行いまして、工事が始まったわけでございますけれども、利根川新橋、東毛広幹道ですね、これについては、今後工事費が削られるだろうという中には入っていませんでした。今のところ、そのような状況は聞いておりません。

先日も高崎市の担当部長が見えまして、スマートインターについての話し合いをしたのですけれども、そのような話は今のところないということでございます。ですから、今のところ事業仕分けの中の部類に入っていないのですけれども、ただ公共事業そのもの全体を抑えていくというのが、今の政府の方針でございますから、今までは平成27年度まで完成ということで橋の工事などを言っていましたけれども、これは本当の私の推測でございますけれども、この辺の期限がおくれていくことはあり得るのかなという感じはしております。ですけれども、今のところ本当に不透明でございます、

今までどおり進んでいるということで理解をしていただければいいと思います。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 関連して、町で芝根工業団地の中の下之宮に向かう道路、あれが広幹道にアクセス道路として町が計画していると思いますけれども、今言われるような若干 29 年度全線開通もおくれるのではないかと推測される中でも、町としてはアクセス道路については、予定どおり進めるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔 都市建設課長 横堀徳寿君発言 〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 箱石の中を通って下之宮へ通じる今の道路ですけれども、ことしの 4 月に説明会を 1 回させていただきました。そのときには、前の区長さん、3 区長さんに 3 月中に下之宮、箱石、小泉の区長さんをお願いをして回覧をしていただいて、4 月に説明会をさせていただきました。そのときは、区民一同どなたでも来ていただくというような方式でさせていただきました。その後、先日、11 月 30 日夜 6 時半から、この間ですけれども、2 回目の説明会をさせていただきました。そのときには、沿線の地権者約五十数名いたかと思えますけれども、その方にご案内を出し集まっていたいただきました。そのうち半分程度の方に来ていただいたというのが現状でした。

それで、その中で説明したことは、今年度説明をさせていただいた中では、道路の幅員、当初町のほうでは 14 メーターの道路の案と 16 メーターの案の 2 案を提示させていただきました。ですけれども、国庫補助等の受ける中において、14 メーターの線を提示して、先日説明させていただいたのですけれども、地元の集まった地権者の方は、工業団地が 16 メーターでできているのだから、16 メーターの幅の広い道路をつくってもらったほうがいいのではないかという意見の方も出てきました。

ですから、町は 14 ということで説明会に臨んだのですけれども、地元で 16 という声も出ましたので、また来年の 2 月ないし 3 月に、その 14 と 16 の幅で費用対効果。中間に、ちょうど北と南は水田です。真ん中が住宅があるという形ですから、その辺のところを余りきつくないカーブを入れた中で、よけながら線を入れていくものをつくって、また説明に参りますということで、来年ですから、年明けてですから、それで確定になれば、22 年度に用地測量や何かをして準備をするわけです。ですから、22 年度、23 年度から正式に用地買収をしていくというような形。22 年度、23 年度から用地買収をして、23、24、25、26、27 までの間に工事を進めていくということで、広幹道が仕上がる、一部供用開始になる前までには、うちのほうの工事も終えておきたいということで、準備を進めていくということで説明をさせていただきました。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 現在の計画では、2 車線分については 27 年度、伊勢崎市まで開通というふ

うな話で私は理解するのですけれども、そうすると国の動向にかかわらず、町としては27年度前には間に合うように整備をしていくと、そういうことでいいですか。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） そのような方針で進めていきたいと思っています。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 2つ目の山ノ内町関係について、何点かお聞きをしていきたいと思います。

協定書の内容等先ほど聞きまして、一番懸念をしていた下草刈りですとか、玉村町の住民が山に対していろんな何か作業があるのか、そんな点が懸念されたのですけれども、そこら辺はないというふうな話を聞きましたので、そこら辺については一安心といえますか、負担がないのだということを理解しました。

具体的にどんな計画があるという点については、話がなかったのですけれども、これについては私のほうで何点か、こんなのはどうかというふうなのを考えたのですけれども、生涯学習課を中心に町民ハイキングの計画をしたらどうか。そして、また教育委員会のほうで検討してもらって、小学校高学年や中学校での日帰りの遠足のコースに入れたらどうか、そんなふうなことをちょっと私考えてみたのですけれども、教育長なり担当課長、そこら辺はどんなふうに考えますかお聞きをいたします。

議長（宇津木治宣君） 熊谷教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 山ノ内町との友好都市を結んだというのは、実は中学生の農業体験が発端になっています。玉村中学校の2年生が毎年農業体験に行くと、そういう関係がありまして、友好都市という感じに発展したわけですけれども、本年度はさらに南中学校が農業体験を実施するということが加わっています。先ほど、町長のお話の中にもありましたように、少年野球とかそういうものがありますので、例えば玉村町の学校関係、教育関係で言えば、インターネットによる生徒会の交流だとかあるいは部活動のスポーツ交流だとか学芸発表の交流とか、そういうふうな形から少しずつ入っていてもいいかなというふうに思っていますし、いろんな行事がありますので、その行事の中で町民の森がどんなふうにも有効活用できるかというのは、これからまた学校の中でもいろいろ校長会等で話し合っただけでいいかなと、こんなふうに考えています。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 町民ハイキングなんかは、手軽にリンゴ狩り等を含めながら、ボランティアで作業への訪問ではなくて、リンゴ狩りしたり山登りしたりするようなハイキングなんというのも計画してはどうか、そんなふうには私は思うのですけれども、課長、そんな考えはいかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 加藤生涯学習課長。

〔生涯学習課長 加藤喜代孝君発言〕

生涯学習課長（加藤喜代孝君） 大変いいことだと思います。今でも毎年親子サイクリング等を行っておりますので、今度は親子ハイキングというような形で来年度考えてもいいかなというように思います。大変いいことでございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 先方が玉村町へ来るのは、なかなか玉村町にそういった観光施設もないというふうな中で、何か玉村町の住民ばかりが先方へ出向くような形で、友好交流都市の一方的な感じもするのですけれども、でもそうして町民の森等せっかくの触れ合う場所だと思いますので、これから結構ですから、具体的に触れ合える行事、そういったものを計画していただきたいと思います。

あと1点、これは一般質問で取り上げるような問題であるかどうか、ちょっとあれなのですけれども、この間の産業祭での山ノ内町のリンゴを販売するコーナーが、ちょっと私に言わせてみると、人の流れの外れた一番南の余りいい場所でないのではないかと、そんなふうにも感じたのですけれども、そこら辺で先方から、クレームはなかなか言いづらいでしょうけれども、何か意見等は聞いていないかどうか、そこら辺課長でいいですから、どうでしょうか。何かありますか。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 山ノ内町の最初の産業祭のときのブースといいますか、場所につきましては、北側の役場の公園のところの噴水のあたりでスタートしました。足湯とリンゴ販売が中心で行ったということでありまして、そこが余り目立たないということで、一番南のほうに今度行ったわけなのですけれども、うちのほうとしましては、経済産業課としましては、かなりいい場所を提供させていただいたというふうに感じております。

なお、庁舎のすぐ南側の駐車場につきましては、あそこは商工会が中心になりまして、あそこが一番メインといいますか、いい場所ではないかというふうにも考えているのですけれども、その場所につきましては商工会が使うということで、それ以外のところではいい場所だというふうにも考えておりますし、先方さんからもその辺の苦情等は来ておりません。また、齊藤議員さんのほうは、ちょっと考えられたということなのですけれども、町民の方からも、その辺で不都合があるとかという話も今のところ聞いておりませんので、場所については適地ではないかというふうにも考えております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） どうも私の老婆心から来た言葉かな、そんなふうにも考えますけれども、何

か午前中ぐらいで、持ってきたリンゴも大体売り切った、そんなふうな話も聞いたのです。それは私もちょっと思ったのですけれども、持ってくる量が少なければ、早く売れ切るのは当たり前で、もっと場所がいいところなら、もっと持ってきてもっと売れたのかな、私はそんなふう感じて、きょうせっかくの山ノ内町関係の質問をした中で、その1項を取り上げさせてもらいました。今後もスムーズな関係で、円満な場所の提供に努めていただければと思います。

最後に、3つ目の町道103関係のことについてお聞きをしたいと思います。今年度から用水路伏せかえ、そして南の路肩の部分の改修ということなのですが、何カ年計画ぐらいで全線が終わるか、その辺の計画年度についてお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 用水路のほうの改修ですけれども、103号線、田中生コンさんがありますけれども、大きな施設が、道路際に大きなコンクリートの構造物があります。ですから、その手前までを今年度発注をして工事を終える予定です。それから先は、道路の中へ迂回しなければいけないかなというような形に考えております。ですから、その区間迂回してやるとなれば、1年度で、来年度で終わる予定になります。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 済みません。103号線でなくて1546線についてお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 先ほど、町長が答弁しましたように、その分北から来る車の工事等がふえる、車両がふえるということで計画するわけですが、何度か議会で説明したことがあると思います。せっかく舗装したら、また下水が入ることが想定されると、期間すぐフランケンシュタインの顔になってしまいますので、それを避けるために、先日上下水道課のほうと協議させていただきました。上下水道課のほうでは、藤岡・大胡線の東の部分、アバンセがあったり、カインズホームの東に住宅があったり、そちらの方が下水道がまだ完備されていないという状況であります。

ですから、そのところで、とりあえずはカインズホームさんの東の団地の下水を、藤岡・大胡線のほうへ向けて引いていくというような計画を持っているということでありましたので、本年度は東からその部分の舗装を完全舗装せずに、北側の用水路と南側の土端でできている部分をL型の側溝を入れて、車道の部分を広げるということで、とりあえず最初の十字路ぐらいですか、大門先生から来たところが最初の道路になりますか。その区間ぐらいをして、下水道のほうでは西のほうから攻めてきていただいてということで、2年ないし3年がかりで全部仕上げれば、下水道が終わり、その後きちんとした舗装になるということで、22年、23年、24年、藤岡・大胡線の新滝川から北の部分が



24年度完成を目指していますから、それとも一致するのかなと思っています。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 以上で質問を終わります。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。10時15分、再開いたします。

午前9時56分休憩

---

午前10時15分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、14番石川眞男議員の発言を許します。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） おはようございます。石川眞男です。4年ぶりなので、ちょっと勤が戻らないのですけれども、よろしく願いいたします。意欲的に5項目も並べてしまったので、ちょっと大変なのですけれども、頑張っって進めていきたいと思ひます。

私たち日本人の国民性として、勤勉性や協調性、それから忍耐強さ等が挙げられるわけですけれども、この間耐えに耐えてきた忍耐強い日本人が、これ以上は耐えられないということで、8月30日に政権の交代の選択をしたということかと私は思っています。それぞれの原因は、皆さんそれぞれが考えているとおりでいいのではないかと思います。

私は、極端な新自由主義政策のもと、市場原理主義、規制緩和が社会のあらゆる面で弊害を生じさせてきました。市場にその評価は任せておけばいい、力なき者は去れという言葉がまかり通り、その結果市場から退場するばかりか、中には追い詰められて、この世からも去っていくおびたしい人々を生み出してしまいました。その人々に対し、自己責任という無責任な言葉が浴びせられる社会になってしまったのが現実であります。ゴールなき競争は、隣の人とのきずなも失わせ、格差社会をつくり出し、生活も大変という膨大な国民を生み出し、さまざまな事件も重なり、国民は大きな不安に包まれました。結果、まだ政党としての未熟性を持つ民主党に、現状の打開を託すしかなかったというのが、本当のところではないのかと私は考えています。

私たちの進むべき道は、2つしかないのではないかと。1つは、この厳しい状況の中でも生き抜くこと。もう一つは、この厳しい状況に甘んじることなく、この環境を、状況を緩和し、転換することだと思います。そういう意味において、今回の経営改革町民会議の意見書は、協働のあり方に切り込み、崩壊しつつあるコミュニティーを再生するための一助になると考えます。目先の利益や効率性だけでははかり知れない大切な価値を、町民と町が共有することが、命のセーフティーネットになり、地域

力の向上になり、そして自立するこの町のためにも、大きな意味合いがあると思います。そういう意味で、以下質問させていただきます。

玉村町経営改革町民会議からの意見書に対する対応についてであります。政権交代という変革期において、この意見書は、自立する玉村町がどのような視点で行政を行うかの一つの指針と考えますが、行財政改革と関連づけて、以下質問いたします。

1つ、毎年提出されている意見書に対し、どういう姿勢で臨んできたか、今後はどうするのかということですか。

2つ目、協働推進センター機能の充実やボランティア団体との連絡機能を確立するため、何らかの措置を考えているのでしょうか。

3つ目、協働の主体は町民と町というわけですが、町とは、その実態は職員が担うことになります。デスクワークだけでなく、フィールドワークもできる職員を育てる必要があると思うが、どのような育て方をしようと考えているか。

4つ目、自立する町に求められていることをさまざま勘案しますと、相当なことを職員には担ってもらわなければならないと思いますが、職員数を減らすことを、手放しで行革の成果と喜んでいられない局面も出てくると思います。むしろ職員を生かすことが大事な目標と考えますが、この点についてのとらえ方をお伺いいたします。

大きな質問の2つ目、物流総合効率化法により指定された区域に関する今後の町としての対応、これをお伺いします。特に上福島の指定区域では、かねてから開発の話がありましたが、一向に進まなかった。今回の提案基準の見直しと区域指定により、企業誘致の具体化にどの程度弾みがつくと考えていますか。また、どのように指定の意味を、町の魅力として広く世間に知らしめようとしているのでしょうか。

大きな質問の3つ目です。物産館(直売所)の設置は、玉村町の座りのいい場所ということですか。町内農業者、商業者、消費者が支え合う観点から物産館の果たす役割を考え、将来を見据えた検討が必要と考えますが、現時点での状況をお伺いいたします。

教員免許更新制による教育現場の影響についてお伺いします。これは教育長です。教員の資質向上のためとして導入されたわけですが、当該教員の研修期間、これは6日間です。どのような職場体制で補っているのでしょうか。

2つ目、講習期間の受け入れ体制もさまざまで、免許更新というには、講習内容にばらつきが多いようですが、公平な状態での講習が保証され、受講教員も満足のいくものとなっているのでしょうか。

そして、最後の質問です。この8年間の玉村町の教育の到達点と今後の課題についての見解をお伺いします。ともすると、学力をつけさせることが教育の中心と考えがちな昨今ですが、人格の形成という大きな観点を重視する必要があるかと思います。その意味で、今後の玉村町の教育の歩むべき道をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 14番石川眞男議員の質問にお答えいたします。4年間のブランクを感じさせない切り込みでございましたので、こっちも真剣に答えたいと思います。

まず初めに、玉村町経営改革町民会議からの意見書に対する対応についてという質問でございます。きょう、町民会議から委員の方が見えておりまして、そこに中沢副会長さんをはじめ、たくさんの委員の方が傍聴に来ておりまして、大変この町民会議が、徐々に町の中に認知をされてきたと感じております。

まず初めに、毎年提出される意見書に対しどういう姿勢で臨んできたか、今後はどう対応するのかの質問でございます。経営改革町民会議につきましては、経営改革実施計画の進捗状況を把握し、町に意見または提言をすることが主な任務となっております。そこで、毎年4回から5回の会議を開催し、経営改革実施項目の検証を行っております。その1年間のまとめとして、経営改革に関する意見書が提出され、ことしの9月で3回目の提案をいただいたところでございます。そのため、この意見書につきましては、貴重な町民の意見と受け止め、可能な限り尊重し、経営改革推進の参考とさせていただきます。

具体的には、毎年年度末に実施している経営改革実施計画、3年分のローリング見直しにおいて、新規項目、継続項目、変更項目、完了項目をどう取り進むかに反映させていただいております。また、今後もそのような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、協働推進センター機能の充実やボランティア団体との連絡機能を確立するために、何らかの措置を考えているのかの質問についてお答えいたします。協働推進センター機能の充実やボランティア団体との連絡機能の確立であります。協働やボランティアに関する情報収集や情報提供のため、協働推進センター機能の充実は不可欠であると考えております。また、同機能を充実化させることで、ボランティア団体相互の情報交換が活発化され、各団体同士で良好な関係を築きつつ、おのこの健全な発展に寄与すると確信をしております。

そのために、より実践的に活動し得る職員体制や配置が必要になるわけですが、民間からの登用の可能性も含め、ボランティア団体との連絡調整や、地域のコミュニティー活動を専門的かつ総合的に支援するための体制づくりを検討しております。先ほど、来年度の主要な項目ということで、齊藤議員さんの質問がありました協働センターの確立ということ、来年度の主要項目として取り組んでいく所存でございます。

次に、町としての協働の主体を実態として担うため、デスクワークだけでなく、フィールドワークもできる職員を育てる必要があると思うが、どのような育て方を考えているかに対する質問にお答えいたします。協働の主体を担うために、町の実態を的確にかつ迅速に把握し、課題を認識し解決する

ための方策を導き出していく必要があります。そのために、各地域へ出向いて情報収集や意見交換をしていくことが、欠かせないことと考えております。現在、制度化されている出前講座の積極的な活用も含め、フィールドワークに対応し得る職員の育成を、もっと積極的に進めてまいりたいと思っております。また、各業務における住民参画や協働による事業手法について、ワークショップなどの方法を活用した職員研修を行うことにより、さらなる資質の向上に努めてまいります。

続きまして、職員定数にかかわる質問でございますが、職員の定数管理につきましては、玉村町経営改革大綱実施計画において、5年間で18人削減し、次の5年間でさらに20人を削減するというかなり厳しい目標を掲げられ、現在のところ、20年度でございます。目標を達成し得る状況にあります。ただし、これは民営化等の推進による人員削減も加味されたものであるもので、これが進まない、今後は多分相当厳しさを増すと想定されております。したがって、定数管理といっても、単純に定数を減らすということだけではなく、事務の効率化、不要事務の削減、民営化等の推進による人員削減、新規需要事務の増加などを加味したものとして考えております。

経営改革の基本理念といたしましては、地方分権時代にふさわしい小さくても安全で元気で魅力ある町を目指しているところであります。住民ニーズの多様化に対応した住民満足が得られる住みよいまちづくりを推進していくためには、石川議員の言われるように定数の人員を確保することは必要であり、その上で職員の資質の向上やサービスの質の向上を図っていくことが必要であると認識しております。

続きまして、物流総合効率化法による区域に関する今後の対応についての質問にお答えいたします。群馬県では、市街化調整区域における開発行為の立地規制のうち、開発審査会提案基準の見直しが行われ、特定の物流事業者がインターチェンジ周辺に進出する場合に、一定の範囲内で許可ができるように改正されました。立地条件である指定路線区域については、玉村町として2路線の指定を受け、その1路線が当該上福島地区を含む区域となっております。当該地区は、民間計画によって平成10年に農振白地に転換された一団の農地であります。その後、経済状況の変化や法令の改正などにより、手続が現在も進んでいない状況となっております。今後は、開発要件である一定の条件を満足すれば、流通系事業者の進出が可能となることから、進出希望の物流系事業者からの問い合わせがあった場合には、当該地区への誘導を図れることと思っております。

なお、今回の提案見直しと指定路線区域の決定については、玉村町は高速道路網の結節点に存在し、インターチェンジへのアクセス性もよいことから、物流の効率化を図る上で優位な位置にあることを、町のホームページ等を活用し、広く民間事業者へ周知する方法をとっていきたいと考えております。

続きまして、物産館の設置は町の座りのいい場所にとということでございます。これは、農産物直売所を指しております。もう一つは、これと同時に道の駅も指しております。物産館につきましては、消費者の食や環境に対する安全、安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との顔が見える関係を構築する動きとして注目され、地産地消を意識して農産物を生産、販売する生産者や買い物をする消

費者がふえております。また、地産地消は食料自給率の向上、食育や地域活性化につながるものと考えておきまして、国の新政権の政策におきましても、農政分野において大きな転換が図られることとなっております。

民主党が掲げましたいわゆる農家の戸別所得補償制度と並んで、農業の第6次産業化推進が政権公約ともなっております。農業の第6次産業化とは、簡単に言いますと1次産業プラス2次産業プラス3次産業ということで、6次産業ということになっております。これを具体的に地域へ当てはめると、地域の農業者が農畜産物の生産を行うだけでなく、食品加工や流通、販売などにも主体的にかかわることで、今まで地域外へ流出していましたが食品加工や流通などによる付加価値を、地域で得ることができるようになり、地域農業が活性化するという仕組みであると認識をしております。この6次産業化の方向性は、町が進めています物産館に関連する事業の方向性にも通じるものと考えている次第でございます。このように、町としての考え方に加え、時代や政府の要請にマッチした施策として、議員ご指摘のとおり物産館の果たす役割を考え、計画を検討しているところであります。

次に、物産館の事業計画等の経過について、現況と今後についてでございますけれども、玉村町の直売所につきましては、まず初めに平成19年1月にたまむら直売所設置懇談会を立ち上げました。メンバーは、JA、商工会、そして関係各課の代表者及び生産者代表者、消費者代表者、JA直売部会、女性部会、農業委員会代表を加えた中で、この建設場所や施設内容等の検討を行ってまいりました。さらに、生産者と消費者が向き合える農産物直売所を含めた物産館の建設計画を、たまむら物産館設置推進協議会からご意見をいただいたことを踏まえて、実施に向けて準備作業を進めております。従来の農村公園の構想がありましたが、新たにスマートインター設置の動きや広域幹線道路の整備により、設置場所を含めて検討を進めているところでございます。

この核となります農産物の直売所の内容につきましては、地域の生産者、生活者ニーズを重視したマーケティング手法による調査を専門家に依頼をしておきまして、その結果を踏まえて、今年度中には施設内容の提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、教員免許の更新と8年間の教育の到達点と今後の課題についてでございますけれども、これは教育関係でございますので、教育長のほうから回答させていただきます。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） それでは、教員免許証更新制以下に関する質問、私のほうから回答させていただきます。

まず初めに、教員免許更新制による教育現場の影響についてということでございます。教員免許更新制は、教員として必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識、技能を身につけることで、教員の自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ること、これをねらいとして本年度より始まった制度でございます。そのために、教員は10年ごとに大学などが設置する30時間の

免許状更新講習を受講し、終了した後、更新のための手続をすることが必要となりました。具体的には、免許状の終了期限の2年前から終了期限までに、認定された大学等の講習に個人で申し込みをして受講します。30時間の受講終了後、認定試験を受け、その履修証明書を添付して群馬県教育委員会に免許状の更新申請をします。

今年度は、管内幼稚園、小中学校で該当する教員は13名でありました。現時点では、全員が講習を受け更新手続を済ませています。これらの教員は、すべて夏期休業中、夏休み中の講習を受講しておりまして、授業が自習になるなどの子供たちに直接の影響はありませんでした。また、県学校人事課の通知に基づき、学校では講習を受ける教員は職務専念義務免除とし、該当の教員には夏期休業中の日直あるいはプール当番を免除して、講習を受けやすい環境を確保するようにしています。

講習の内容については、教員の最新事情に関する事項、これが12時間、それと教科指導、生徒指導、その他教育の充実に関する事項として18時間、計30時間と定められていますが、それ以上は大学に任されています。教員は、個人で各大学の各講座を選択できますので、ある程度教員個々のニーズに応じた対応ができているものと考えられています。しかし、大学では受講希望者が少なく、開設できない講座もあったと聞いています。

教員免許更新制については、その後のあり方が新聞等でも報道されていますが、10月21日付で文部科学省から通知が届いています。内容は、要約しますと4点ございます。1つは、教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直しを22年度より行いますと。2つ目は、その中で教員免許更新制についても、学校関係者、大学関係者の意見を聞きながら、あり方を検討していきますと。それから、3つ目は、検討の結果が得られ法律改正が行われるまで、現行制度は有効であります。それから、4つ目は、今後の進捗状況は、適宜情報提供することということで、内容として4点文部科学省から通知が来ております。今後、国の動向を見ながら、現行制度が有効に活用できるよう、教員への情報提供、それから受講しやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

続きまして、8年間の教育の到達点と今後の課題についての見解についてということについて、お答えしたいと思います。内容的には、学力偏重というような状況があるように思われる中で、人格の形成という大きな観点を踏まえ、今後の町の教育の歩むべき道についてということでございますので、その点についてお答えさせていただきたいと思っております。

ご質問の内容は、学力云々というふうなこともありますので、学校教育についてのようでございますので、学校教育を中心にしながらお答えを申し上げたいと思っております。教育の目的、目標を定める法律としては、教育基本法と学校教育法があります。教育基本法の第1条は、教育の目的を人格の完成としています。これは、個人の人格の完成を目指しながらも、平和的な国家及び社会の形成者、心身ともに健康な国民としての人づくりであると言っています。第2条では、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、一層重視することが求められている事項として、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、個人の価値と創造性などを教育の目標として規定をしています。

このような教育基本法の規定を受けて、学校教育法は義務教育として行われる普通教育の目標とともに、小中学校それぞれの段階ごとに、心身の発達に応じて教育の目的、教育の目標を定めています。これらの目的や目標は、学習指導要領によって、教科ごと、学年ごとに細分化されて、さらに具体的な目標として示されています。したがって、学校の教育目標を設定する場合は、このような重層的な枠組みに留意することが必要であり、また地域や学校の実態に即応することが重要であります。そのときに、町教育委員会の方針に沿うものであることは当然でございます。

そこで、玉村町教育委員会では、教育行政方針の基本理念を、人権尊重の基本理念に基づき、高い知性、豊かな情操と特性、すぐれた創造力を備え、郷土を愛する心と国際協調の精神を養い、新しい時代を担う人づくりとし、これを目指した教育を推進してきています。このことは、教育基本法第2条において、教育を取り巻く環境が変化する中で、一層重視することが求められている事項にも沿うものであります。

したがって、玉村町の教育行政の基本理念は、これら一連の流れの中で求められている知・徳・体のバランスのとれた教育、つまり人格の完成を目指す教育であります。玉村町の具体的な実践は、生きる力を育成するための重点施策として、1つ、基礎学力の確かな定着、2つ目として、豊かな人間性や社会性、国際性をはぐくむ、3つ目としまして、たくましい心身をはぐくむ、4つ目としまして、特色ある教育の展開、この4点を重点として掲げ、基礎学力、豊かな人間性、たくましい心身の3重点によって、知・徳・体の調和のある教育を実践していますので、これからの玉村町の教育を進める基本的な考え方は、今まで向かってきた方向で間違いないと考えています。

具体的な諸施策ですが、玉村町の地域住民の多様な意見を反映させることでありますから、町民一人一人が自由で自発的、効果的に学習ができ、そして快適な生活が築けるようにする学習機会や情報の提供、活動や支援のための施設の充実あるいは事業、システムの充実を図らなければならないと考えています。

私は、地域住民の多様な意向を反映させるためには、地域住民の多くの参画が大事だと思っておりますから、学校、家庭、地域社会と行政のそれぞれが持っている教育力を結集する、つまり教育力を生かし合う、そういう環境づくりが不可欠であると考えています。それは、社会全体での人づくりの仕組みを構築していくことでもあり、これからの玉村町には一層求められるものであると考えています。

玉村町教育委員会では、玉村町MANABIおこし推進プロジェクトとして学びの共有、学びを生かし合うことに2期8年取り組んできました。しかし、学びの共有はもっと必要でありますから、町全体の取り組みに広げていくことが必要ではないかと思っています。これは、協働のまちづくりにもつながる取り組みでもあると考えています。

これからの学校教育では、生きる力の育成という現行の学習指導要領の理念が、移行期にある新しい学習指導要領にも継承されています。つまり、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する教育を、これからも推進していく必要があると考えています。特に、豊かな心と

健やかな体の育成は、学校教育だけでなく、地域社会全体での人づくりとして取り組む教育環境が不可欠であると、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) 今の全部の答弁ですべて理解して、すべて納得できるというものであれば、これで終わるのですけれども、細部にわたってお尋ねしなければならないことも幾つかありますので。

まず、1つ目の意見書、私も2度ほど読ませてもらって、なかなかだなとは思っているのですけれども、特に今世知辛い世の中になって、本当に人と人とのつながりというものが……。それよりも、いつの社会でも競争はあるのです。競争はあるのだけれども、その隣に協調があったのです。競争と協調が併走していたのです。ところが、今は競争が8割、9割で、協調はどうしてもよくなるような、そんな感じで地域がばらばらになり、隣の人は何する人ぞと。そういうのが都会ではなくて、この玉村町にも、そういう状況が出てきているのではないかと思います。

そして、この協働という字は造語です。こういう字をつくらなければならなくなっているような社会状況がやはりあって、字というものは造語でいいと思います。そういう意味で、時代に対応した協働の文字なのですけれども、さてこれを実際やるとなると、確かに難しいわけです。しかし、この点を一步踏み出して突破しないと、自立する玉村町を下支えするものとして、非常に重要な観点ではないかと思っておりますので、きょうのトップ項目に出させていただきます。

それで、要するに協働推進センター機能の充実やボランティア団体との連絡をする場所。この中で、確かに今勤労者センター、あそこは非常に使い勝手がよくて、住民の自主管理的な機能として、逆にあいった使い勝手がいいところが、この町のコミュニティーを豊かにしていると私は考えるわけですが、そういう中において、どうやってこれを深めていくかということ考えた場合、職員にやってもらうのは当然なのだけれども、相手はいろんなボランティアの方々がいるわけですから、そこで幸いにも、今年定年して、知識も経験も、そしてそこそこの年金で生活も何とかなるといった人たちが集まって、この前アクティブシニア玉村という団体ができたわけですが、そういった意欲ある人たちがコミュニティーづくりに参画しようというのであれば、そういった形の力を得ることによって、協働というのは非常に推進されるのだと思います。

そのとき、場所は確かに2階へ来ているのでは、総務課の町長室の隣に来ているのでは大変で、勤労者センターなんか場所はいいいわけですが、しかし政策推進室というのは、これだけの機能ではありませんし、今度は玉村町の第5次総合計画も立てていかなければならないということもあるので、どうしても今のところに行かざるを得ないと思うのです。その上で、この責任をできれば副町長に先頭に立ってもらって、若い職員を引き連れて、それで協働推進センターを、住民の代表される方との連携をとって、場所も勤労者センターないしはまた近くのものという形で取り組んでいただけ



たらしいかと思うのですが、その点を副町長にお尋ねしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） ご趣旨、大変よくわかりました。先ほど、町長が齊藤議員さんにお答えしたとおり、具体的に協働センターとして、来年度の事業として立ち上げたいというふうなお話もありましたので、その辺人の確保、場所の確保を中心によく精査をして、いろんなご意見を聞きながら立ち上げていきたいというふうに考えておりますので、また今後ともいろいろとご相談に乗っていただければというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） コーディネートの難しさというか、ボランティア団体たくさんありますし、町が今どういう状況なのか、どんなイベントをやっているのかとか、それにはこういった人たちが必要ではないかとか、そういったいろんな人の交差点になるような状況を束ねる。デスクワークだけではなくて、本当に外に現場で動ける、その職員を育ててほしいわけです。だけれども、その職員は、恐らく専門的に専門としてやるというわけになかなかいかないと思いますので、ある程度の職場からピックアップして、そういった柔軟な働き方というのか、それをどの程度までできるのでしょうか。これは副町長に聞きます。副町長に、この責任者としてやってもらおうと思っていますから、そういう意味では、私は、町長の意見があるなら、町長でもいいですけども。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 大変私としても、この問題についてはいろんな難しさがあるというふうに思っております。1つは、職員の要するに定数上の問題で、大変今タイトになってきておりますので、その辺が大変難しいというふうに思っています。外部も含めて人の確保であるとか、もちろん若い職員を、議員がおっしゃるようなフィールドワークなんか活発にできるような職員の育成というのも、当然長い目ではやっていかなくてはならないものですから、それもきちっと着手をしながら、協働センターが活性化するような、そんなことをあの手この手で考えていきたいというふうに思っています。まだ、具体的にこれをどうするというのは、これからよく協議をして決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 議員にしる町長にしる、副町長も任期あります。それから、教育長も任期あります。有期雇用ですから、私たちは、選挙で選ばれて議場へ来て、言ってみれば好きなことを、

好きなことということはおかしいけれども、いろんなことを言っているわけです。それは的を射ている話もあれば、全然論外の話もあるでしょうけれども、そのところをいろいろ指示をして、政策に生かしてもらえばそれでいいわけです。今、定数のことを言っていましたけれども、定数、職員、この協働の町をつくっていくには、やっぱりプロとしての職員だと思います。職員は20代で採用されたとして、恐らく終身雇用という形で働いていくのしょうから、そういう意味で職員をどういった形でプロの行政マンとして育ててあげるかというのが、我々の、特に町長、副町長の4年間という中で大きな任務、仕事だと思うのです。

そういうことも踏まえまして、町長からこの協働のあり方、それからこの協働のあり方の中で、職員を非常に幅広い能力を持てる行政マンとして育てる。地域に密着した可能性があるのではないかと思うので、その辺を町長からお尋ねしたいです。その可能性も含めて、副町長が先頭に立って、何人かの職員を地域に密着したコーディネーターとして育て上げる。そういった形でいったほうが私はいいかなと思うのですが、その点についての町長の見解をお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 齊藤議員のときに、来年度の一つの方策として、協働のまちづくりを重点施策としますという話をしたのですけれども、今石川議員さんが言われたとおり、競争の時代から協働の時代というのか、地域の皆さんの力をかりないと、これからの行政は立ち行かないという状況になってきております。一つの例を申し上げますと、平成15年前後の玉村町の中で、大変犯罪が多発しておりました。これは全国的に多かったのですけれども、玉村町では月に70件程度の犯罪の、これは警察に届けられた犯罪でございますが、ありました。それで、その最も多いところはどこかといいますと、女子大周辺でございました。あそこは南小区域と言いますけれども、女子大周辺の犯罪発生率が一番多かったわけでございます。

その中で、それをどうにか、4年間いる女子大生が大変怖い思いをしてふるさとへ帰るといのは、玉村町としては本当に恥ずかしい話だと私は思いまして、地域の区長さんや役場の中の防犯関係の担当課と連携をとりながら、犯罪発生を、いかに女子大生を守るかということで考えていただきまして、その後上之手の当時の区長さんが、毎日のように、当時青パトができましたので、夕方になると青パトに乗って地域のパトロールを始めたという、そういうことで大分地域の方が意識を高めていただいたと。そういう中で、女子大周辺の犯罪がぐっと減ってきました。

ということを考えますと、本当に地域の皆さんのボランティア的な動きというのは、大変力になりますし、そういう協働センターをつくることによって、職員のフィールドワークも始め、今の職員は大変外へ出るのが積極的でございます。役場の中へ入ってくるとわかると思うのですけれども、3分の1以上の職員が作業服で、朝から作業服を着ております。背広でネクタイというのは、課長前後でございまして、そういう面では、非常に職員のフットワークがよくなっていると私は思っております。

そういう形で今の協働センター、地域住民の皆さん等の力を結集した中の町政ということで、私は来年度は積極的に、石川議員のほうから、副町長を中心にそういうものを組織立てるということでございますので、そういうふうな形で進めていきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 質問も短くいたしますので、答弁のほうも短くできればお願いします。

それでは、物流総合効率化法、玉村町が2カ所指定されたわけですが、館林市1カ所、計、群馬県でとりあえず3カ所なのですけれども、そのことによって、ここが流通業、それに渡すものですから、結局国の指定を受けなければならないという逆に煩わしさというか、大変さが一つは出てきたのですけれども、逆にまた市街化に編入しなくてもいいということも出てきます。

そういうことも含めて、今7.4ヘクタールのところを具体的に見ますと、除外は一応とれているというのだけれども、あの除外申請というものを流用できるのかどうか。ちょっと厳しい面があるかなと思うのですけれども、その点をちょっと教えていただきたいのです。都市計画課長、経済建設。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 議員がご質問の場所は、上福島の約7ヘクタールくらいのところだと思います。そこにつきましては、やはり流通系の倉庫を中心とした除外申請が出ておりますので、そういう面では今回の物流の関係の指定に、ほぼ合致するのではないかとこのように考えております。

ただ、中身の建物の配置とか、そこまで除外関係で関東農政局まで行っておりますので、その辺の配置が大きく変わるとなると、再び除外のほうから始めていただかなければならないということが考えられると思います。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 要するに、除外と開発転用という形の中には、除外の目的、用途、それから客体、どの会社がどういったものをやるかという形で、流通業ということだから、用途はまあまあいいかもしれない。しかし、今度は違う会社がやるわけだから、そうなってくると難しい可能性もあるということです。

それで、そういうこともはらみながらも、しかし群馬県でこの3カ所、玉村町で2カ所も指定されたということを、町の企業誘致の一つの魅力として発信できることをお願いしたいのですけれども、ホームページぐらいではできないかわからないけれども、いろんな方法でどんなことを考えているか、ちょっと教えていただきたいのです。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 先ほど、町長がお答えしましたように、ホームページが一番広く知っていただけるのかなと思っております。この法律の中で、玉村町もこういうことの認定の地域がありましたということで、見ていただける機会をつくるということが大事だと思っております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） ぜひこのことを多くの業者の方にも知っていただいて、玉村町を目指していろんなところに来ていただきたいと思います。

それで、物産館のことなのですが、今検討中、19年4月に懇談会を設置して、たしか去年の12月かな、スマートインターチェンジあたりにつくったほうがいいのではないかというような意見書が出たと思うのです。ただ、その後3月ぐらいにJAとか理事さん、それから商工会の会長がかわって、あとほかの人に聞いてみても、特産物が玉村町はほとんどないわけです。今のところ四季彩館、あそこが毎月売り上げが大体1,000万円程度。そして、どんなものが出ているかといえば、ナスやキュウリやシュンギクとかそういったもので、特産物もなければ、そういった玉村町のもので、特産物がない中で、この物産館をどういった形で生かすというのは、町長も今言いました地産地消とか食育ということになると、やはり町の生産者がつくったものを、住民が消費することが第一義的だと思うのです。そういう意味においては、あと食肉の肉とか商業者がつくっているお菓子、いろんなものを入れたものをつくっていくのはいいのだけれども、その辺の場所の選定は、この意見書が、西につくるという意見書が出ていますけれども、それにこだわることなく、現時点で将来を見据えてつくっていったほうがいいのではないかと思います。

念のために、例えば玉村町の農産物の売り上げが19年度で18億円、19億円ぐらいです。それに、例えばこれは山ノ内町ですけれども、平成17年には87億円あるわけです、あの小さな町でも。そういった形の、農業とはいっても、玉村町の農業は特産物的なものをなかなか作り切れないという中で、玉村町以外の方がわざわざ買いに来るといった状況ではないということも含めた、現状を含めた上での場所の設置ということも考えていただきたいのですけれども、その辺をご答弁お願いします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 玉村町は、確かに非常に野菜については、小規模農家ということでおられます。もともと玉村町というのは米と麦、米麦中心に発展をしてきた町でございますので、非常に野菜については、ほかの地域と比べて弱いというのが現状でございます。その中で、今19億円の売り上げをしているわけでございますから、私はこれを先ほど言いました6次産業ということで、加工と流通というものを入れた中での売り上げ増を図っていくということで、この総額19億円の売り上げをもし25億円なり30億円まで持っていけたらというのが、一つのねらいでございます。

もう一つは、立地的に非常に玉村町がいいという立地的な条件がございます。この立地的な条件を

十二分に生かした中で、これから売れるものをつくっていくということも、一つの地産地消の中の目的でございますので、まだ正式な回答が出てこないのですけれども、スマートインターができるということでございますので、あそこの場所をただスマートインターだけで車の出入りだけを見ているのではなくて、それをこれからいかに生かしていくかということを考えますと、スマートインター周辺を一つの核としてスタートしていくのも、一つの方策かなと考えております。

議長（宇津木治宣君） 石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番（石川眞男君） 町長の今のこともわかるのですけれども、やはり基本的には町の生産者が出して町の人を買うという意味で、現状的に見ると、どうしても町の十字路といいますか、広幹道、それからバイパス等、大胡・藤岡線ですか、あそこの交差周辺あたりが、多くの住民が納得できる場所ではないかなと私は思っているのですけれども、その辺を今後さまざま、いろいろな方々と議論して詰めていければいいかと思えます。その辺は、この辺にしておきます。

最後の教育長に対する質問になります。教員免許更新制というものが、これは初め安倍内閣のときですけれども、不適格教員を排除するという何か威勢のいい話で始まってしまったのだけれども、今文部省のホームページ見ると、これは不適格教員を排除するためのものではありませんと、わざわざ書いてあるわけです。それで、いろいろ聞いてくると、今教育長がおっしゃったとおり、日曜日の休みの日に行っているわけです。しかし、日曜日というのは、結構クラブ活動とかそういう担当を持っている人もいますので、そうした場合のフォローやらいろいろな問題が出てくると思うのです。

それで、何しろ受講機関というのは、群馬大学から共愛大学、それから明和、県立女子大とか群馬県で13ぐらいあって、いろいろ聞いてみると30時間のうちの12時間は必須ですから、やります。しかし、18時間というのは、本当にさまざまなことをやっているらしくて、火山地形を考えるとという形で浅間を歩いてみたり、いろいろ逆におもしろいこともやっているわけですけれども、その中で大学は、例えば群馬大学は、落としたくないという気持ちがある。落とすためにやっているのではないのですよと。それは、やはり資質向上というのが一つはあるのです。それとともに、一たん落とすとすると、あの学校は落とされてしまうという形で、次の受講生が減るのではないかという、そういう意味もどうもあるらしいのですけれども、どっちにしろ教員免許更新制、これは10年に1回という、20代で行けば、30代、40代、50代です。50代で免許更新といったって、ベテランの教員で退職だってそんな遠くない人に対して、また免許をやるのかという、リセットしなければならないのかという、そういういろんなさまざまな問題も出てきたのでしょうから、そういった形で変更、見直してみたいな形になっているかと思えますので、その辺はこれを述べるだけにしておきます。

それから、学力が、もちろん学力はいいのだけれども、勉強ばかりできて、人間性というかそういうものをやっぱり子供のときつくっておくというのが、一番重要だと思うのです。子供のころ優しくされた人は、そのされた分だけ大人になって他人に優しくなれるとか、そういうこともありますし、

そういうことで玉村町独自の教育を進めていただければいいと思うのですけれども。

例えば1960年代の半ばに比べて、これは文科省の調査です、2006年の。教員の残業時間が、60年代半ばに比べて5倍になってしまっているというのがどうもあるらしいので、やはりそれほど忙しくなっている教員は、子供と十分向き合える時間が果たしてあるのかなという気が、私は実はしているのです。そういう意味で、子供の教育を言う場合、現状ではむしろ教師のゆとりというか、本当の教育というのは、子供に教え、子供から学ぶのだというようなことも含めた教師の教育環境、職場環境というものを整えることが、むしろ今、大事なのではないかと私は思うのですけれども、教育長、その辺はどう考えているかお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 確かに、先生方多忙なのです。先日、1日のテレビを見ていましたら、元NHKの池上さんという方ですか、あの方がやっていた教育にまつわる話だったのですけれども、世界の学力に順位をつけているというのがあるのですけれども、フィンランドが1位だと、韓国が2位だと、こういうことなのです。何かというと、フィンランドと韓国は、先生方を絶対尊敬をしていると、そういう国なのだそうです。昔は日本もあったのでしょけれども、今は全くそういうのはいないような状況です。

特に、私言いたいのは、フィンランドなのですけれども、先生方が学習指導一本であると。生活指導とかそういうものについては、一切かわらない、家庭にお任せをすると。例えばスポーツについては、社会体育関係の施設のほうへ行ってスポーツをします。学校では、一切先生方はそれにタッチしないと。あくまでも学習指導一本でいると、そういうことでありますので、先生方がかなりゆとりを持って子供たちと対応できると、そういう話をしていました。

政権が変わりまして民主党ですけれども、民主党は教育を重視するという方向で行っています。その政権公約を見ますと、先生方が多忙であるので、できればそういう多忙感を除いて、そして子供たちと十分に対応できるような教員増員をしていきたいと、そういうふうな話をしていますので、果たしてそういうふうになるかどうかわかりませんが、ぜひそういうふうな形になれば、先生方のある程度の多忙感というのは、やわらいでいく方向に行くのかなというふうに私は思っていますので、そういう形がぜひ環境づくりができれば、大変私は結構な話だなというふうに考えております。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 教育というのは、即効性のあるものでは決してありませんので、その成果というのは何十年後にあらわれる、そういう長い目で見られるような、そういった落ちついた教育を、今後も続けていただければと思います。

以上、質問終わります。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

---

午前 11 時 19 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、11 番村田安男議員の発言を許します。

〔 11 番 村田安男君登壇 〕

11 番（村田安男君） 議席番号 11 番村田安男でございます。議長の命により、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

きょうの新聞にはまだ載っておりませんでしたけれども、恐らくあしたの朝の新聞には載ろうかと思えますけれども、完全失業者、これは 12 月 1 日現在だと思えますけれども、344 万人、それから失業保険の受給者、この方が 85 万 5,000 人というような、昨年の同時点から比べるとはるかに大きい数字、倍以上の数字というような話で出ておりましたけれども、大変厳しい経済情勢下でございます。町においても、国においても、特に税収の減収というものが、相当懸念されるような状況になってきているわけでございます。

そういう中で、税の公平化あるいは学校給食なんかも同じでございますけれども、公平というものを原則に考えた場合、大変厳しい事情というものがそこに生まれてくるわけでございます。そういうようなことから、現在においては倒産あるいは不況においての家庭破壊というような状況も、現実として生まれてきており、支払えない、納めることができない家庭というものも相当ふえてきているわけでございます。そういう事情について、まず 1 点目としてはお伺いさせていただくわけでございます。

それから、もう一点目は、特に私、先ほども申し上げましたけれども、20 年 2 月 14 日の上毛新聞に掲載になっておりました学校給食の未払い、これが 312 人というような数字でございました。玉村町の数字 312 人。では、群馬県全体では 1,070 人ですから、約 1 割以上の数字が玉村町の未払いの児童がいるという話でございますから、そんなばかな話はないというようなことでいろいろと確認をとりましたら、中身は若干変わっておりますけれども、玉村町はまじめなことをやっているのだなというようなことで理解する面もございまして、いずれにしましてもそれらの処理についても、今後具体的に考えていかななくてはならないというような時点に差し迫っているような気がいたします。

それから、もう一つ、農村環境問題、玉村町は人口も拡大しまして、混住化が進んでいるわけでございます。このような状況の中で、今後農村環境を維持するにはどうしたらいいか。6 月の一般質問

の中でも、公明党の寺田議員が質問しましたが、玉村町は今でもまだ無人ヘリコプターを飛ばして空散をやっているけれども、これでいいのかというような質問をしました。私も本格的に退職し、農業を始めて5年たちますけれども、現状において空散の恩恵に預かっている人間は、実際に米をつくっている人間の限られた5割以下の人間です。その人たちに補助金を出して、一般多くの人間がやっている農業に対して、防除ですけれども、防除に対しては補助金を出さない。まさしく、何を考えているのだというような話になろうかと思えます。

先日も調べた中では、玉村町以外では、榛名町がまだ無人ヘリを持っていたのですが、榛名町も売ってしまったそうです。ヘリコプターを持っているのは玉村町だけです。1機1,000万円、この維持管理費なんかを見ても、大変金がかかります。それよりも少しやり方、仕方があるのではなからうかということで、私は今回の質問の中に出させていただきましたので、その辺を含めましてぜひお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 11番村田安男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、各種の収納率の実態についてでございます。現下の経済不況の影響等により、これからの収納率が危惧されるが、現況と今後の対策についての質問でございます。まず、町税、これは住民税を含みます、につきましては平成18年に収納特別対策係を設置し、目標に向かい組織的に行動する業務に移行してきたことをはじめ、延長窓口の拡大、夜間の滞納整理、相談等の拡大を図ってきたことにより、徐々にではありますが、収納率が向上してまいりました。

しかし、ご指摘のように世界的な金融危機の影響等によって企業の業績が悪化し、リストラ、賃金カット等雇用形態が大きく変わってきております。さらには、平成19年度から実施された税源移譲により、個人町民税の調定額は大幅に増加したこと等により、対前年度同期の収納率の比較では、残念ですが下回っている状況でございます。

当町の自主財源の根幹をなす町税収入は、地方分権の歩みの中では欠くことのできない重要な財源であり、これまで以上に公平かつ適正な課税に努めるとともに、収納につきましては口座振替並びに現年度分の納期内納付の推進や納税意識の高揚を図ってまいります。また、今年度より納税者の利便性の向上を図る上から、すべての町税においてコンビニ収納を導入いたしました。

未納対策といたしましては、自主納税に至らない納税者に対し、徹底した財産調査を行うなど実情を見きわめた上で、財産の差し押さえもやむなしと判断した場合には、処分を実施する等、滞納金額の圧縮並びに税負担の公平確保に取り組んでいる状況でございます。

次に、学校給食の徴収率の改善は図られたかの質問でございます。学校給食費は、昭和29年に制定された学校給食法第6条第2項において、学校給食の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の



食材費等については、保護者が負担すべきと言われております。学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方々に適切に負担をしていただくことが不可欠であります。学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分に認識していただくとともに、学校給食は保護者が負担する学校給食費によって成り立っているため、一部の保護者が学校給食費を未納することによって、他の者に負担が発生することなどを周知するため、学校を通じて保護者に理解とお願いをまいりました。

給食費の納付方法は、約95%が口座引き落としでございます。毎月預金残高が不足で引き落としができなかったときには、学校を通して保護者に納付書を配送し、現金で納付をお願いしております。また、口座引き落としを利用しない保護者には、納付書を発送し納付をお願いしているのが現状でございます。

過去3年間の収納率を見ますと、平成18年度の現年度分は98.53%、過年度分は4.56%でございます。平成19年度の現年度分は98.66%、過年度分は5.86%でございます。平成20年度の現年度分は98.53%、過年度分は2.81%でありました。収納率を上げるために、電話や文書による催促をはじめ、家庭訪問を実施しております。今年度は7月、8月の夏休み期間を利用し、不納欠損の事前調査を兼ね114件の家庭を訪問し、29万4,553円の納付がありました。訪問の結果、この多くは母子家庭や外国人世帯、それに自営業者も入っております。また、表札や部屋番号がないため判明ができず、訪問ができないケースや、住民票を移動しないまま転居、行方のわからないものもありました。今後も時期を見て訪問を実施していきたいと考えております。

今後も、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、就学援助制度の活用をさらに促していくとともに、学校給食の意義や果たす役割について、保護者に理解と協力をしていただくよう、さらに働きかけてまいります。

次に、国民年金の掛金徴収率についてでございます。国民年金事務につきましては、国の地方分権の推進により、平成14年4月より収納事務が町から国へ移管されました。したがって、ご質問の国民年金の掛金徴収事務は、群馬社会保険事務所において行われております。伺い知るところによりますと、玉村町における平成20年度国民年金納付率61.3%であると伺っております。この国民年金については、玉村町は大変低い納付率でございます。以前から低くなっております。

続きまして、農村環境対策についてのご質問でございます。食の安全対策から減農薬が言われているが、水稻の空散はどのように考えているのかとの質問にお答えいたします。玉村町の無人ヘリによる空中散布は、平成8年度から町内全域を対象として実施しております。その目的は、農業従事者の高齢化に伴う労働力の省力化と、薬剤費をはじめとした生産コストの軽減を図るためにスタートいたしました。当初は、250ヘクタールの水田を散布しておりました。その後、農地と住宅の混住化が進む中で、人体への影響や環境負荷軽減等を考慮し、平成16年度は市街化区域内農地を、17年度は住宅周辺農地を、さらに18年度においては野菜栽培地をというぐあいに、散布可能区域を狭めてまいりました。また、平成17年度防除から有機リン系農薬を廃止し、非有機リン系農薬に切りかえ

て防除を行っております。これについては、大変専門家からも評価をされております。

さらに、当初は年2回実施していた散布を、平成19年度より8月に1回のみでの散布を行うことになりました。つまり散布対象面積、使用薬剤、散布回数においても見直しを続けてきたということでございます。しかしながら、依然として、空中散布による健康被害や健康不安を抱えている方からの問い合わせもあります。今のところは、そういった方々には自分自身の防衛、自己防衛をお願いしている現況ではありますが、そのためには事前周知、これは徹底して心がけておるところでございます。

ただ、これらの対応策は、すべて散布時の影響に対するもので、食の安全という観点からの対応ではありません。事実、防除協議会に寄せられる問い合わせ等も、農薬使用の是非についてというよりも、散布方法の一つであるところの無人ヘリによる空中散布に対する反対意見もあります。しかし、一方では、農薬の効果に期待する農家からの意見も現実としてございます。農家の立場からすると、さきに述べましたが、省力化やコスト軽減を目的とした場合、空中散布を即刻中止するという事は難しいかと思われまます。

いずれにしましても、食の安全性に人々から多くの関心が集まっている現在、無農薬あるいは低農薬は、米に限らず農産物全般にとって大きな課題であると認識をしております。玉村町の農業が目指す一つの方向として考えていくことも、重要なことと考えております。今後は、散布時の影響のみならず、食の安全という視点からも、空中散布については検討してまいりたいと考えております。

次に、農地のごみ対策が必要ではという質問でございます。ごみの総合的な対策につきましては、生活環境安全課を中心としたポイ捨て禁止、犬のふん禁止看板をはじめとした対策等を実施しております。経済産業課としましても、平成18年度から農業会議所等によりますごみのポイ捨て禁止の看板を作成し、注意を喚起しているところでございます。

また、平成19年度から農地・水・環境保全対策を実施し、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参加する活動組織を新たにつくり、施設の保全活動に加えて、自然景観等を守るための地域共同活動に取り組んでいるところでございます。さらに、特に荒れた田や畑に缶、瓶等の不法投棄が多く見られます。これらの耕作放棄地の解消策にも、農業委員会を中心に力を注いでいるところであります。

いずれにしましても、環境問題に対する現代社会のモラルの欠如が大きな問題であることは言うまでもありませんが、子供から大人までの環境問題に対する意識の向上を、今後より一層図っていき、この解消につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） それでは、自席より2回目の質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中にもありましたように、大変厳しい経済下の中において、税収、納税率も昨年

から比べると若干落ち込んでいるというような話もございました。これはうなずける話でございます。やむを得ない話だなということでございますけれども、税収の約5割からが町税でございます。町税が落ち込むということは、財政運営の中で大変厳しい話になってくるわけでございますけれども、具体的に例えば20年度の町税は49億6,000万円、そしてことしの計画は46億3,000万円というような数字でございますけれども、この46億3,000万円の数字が、具体的な見通しでは何ぼぐらい下がってくるのかと、これが一番関心事であろうかと思っております。それによって、町の財政の厳しさというものがはかり知れるわけで、具体的な数字をもし担当課長がおわかりになりましたら、お教えいただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） ちょっと時間をいただいて、具体的に答弁をさせていただきます。

今後の税収ということでありますけれども、今までのように人口の増加、経済の成長によります二重の成長というものは、多分現在の経済の状況の中では望めないのだろうというふうに考えております。まず、個人町民税であります。先ほどの齊藤議員さんにもお話ししましたけれども、現在、20年度と21年度の調定の比較では、1,000万円程度の減になってございます。この1,000万円が大きいか小さいかというのはちょっとあれなのですが、分母が今年の今ごろの18億6,000万円から18億5,000万円に変わったと。1,000万円落ちました。しかしながら、予算割れはすることはないだろうというふうに見込んでおります。といいますのは、ちょっと下目に見ているということでございます。

ただ、金融危機の影響等によって、大変企業の業績が悪化していると。賃金形態が大分変わってきております。それと、団塊の世代の方がどっとやめられるということもございまして。ご承知のとおり、個人町民税につきましては、前年の所得に対して申告をいただいて課税をすることです。21年度の所得に対しての22年度の賦課をされますので、大分これは落ちるかなと。21年度はそれほど変わらないにしても、22年度は落ちてくるだろうという予測をしております。

それと、個人町民税はご案内のとおりでございます。ことし21年度、2億6,000万円、現年度、滞納繰り越しを含めて計上させていただきました。今の状況下では、9月末ということになりますけれども、調定では1億5,000万円ちょっとになっています。まだ半分あるから、では倍になる、3億円になるだろうという計算もできるわけですが、ただ決算期を迎える会社がこれから少なくなるということでありますので、2億6,000万円の確保はちょっと難しいかなという判断をしているところでございます。

それと、ご案内のとおり固定資産税、3年に1度の見直しを行いました。大分下がるだろうと懸念をしておったのですが、今予算計上させていただいた数字、予算額としては21億7,000万円ほど計上させていただきましたが、調定額は21億8,000万円ということで、それほど下から

なくていこうという推測をしておるところでございます。都市計画税も8,700万円に対して9,000万円ということですので、それほど変わらない。それと、軽自動車税も現在の経済状況を反映して、軽に乗りかえる方等もおりますので、少し伸びている状況で、今現在6,900万円。たばこ税はピーク時よりもちょっと落ちていますが、1億9,000万円は確保できるだろう。そんなことで、町税全体では46億2,000万円を計上させていただきましたが、ちょっと個人町民税は落ちますが、何とかこの数字は、試算の試算でありますけれども、確保できるかなというふうに感じております。

ただし、来年度以降は、申し上げましたように個人町民税と法人町民税は落ちてくるだろう。ただし、それは予算計上するときに、私どもでは単独でなかなか難しいわけです。これから暮れに向かって、県のほうで地財計画というものが示されます。それを参考にして、玉村町の立地条件、実情を勘案して計上させていただくということになるのだろうと思います。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） ほぼ的確に厳しさというものを、私も受け止めているわけですが、一番法人税が税収として上がった年は平成19年です。6億円を超えるような法人町民税があったわけですが、それがことしの計画では2億6,000万円というようなことで、半減以下になってきた。現状を考えると、大変厳しい状況でございます。今の答弁にもありましたように、個人の場合においては年度末の確定申告、それを済ませた後に、翌年の課税の額が設定されてくるわけで、ことしになって経済状況が厳しいということで、いよいよ来年の個人町民税の減額というものがどこまでいかなんということ、大変危惧するような状況でございます。

町長も昨日来の答弁の中でも、厳しいという表現を何度か使い、そして費用対効果というものを考えながら今後の町政の運営をやるといふような、私はそういうことで、幾らあっても厳しくやる。そして、厳しいものは厳しいということで、位置づけていかななくてはならないということで考えておりますけれども、税収においても、収納率においても、一番よかったときから、先ほども話がございましたけれども、若干下回るというふうな状況でございます。去年のあたりが98.08というような数字もありましたけれども、これも下がるということを考えております。

そこで、ちょっとお伺いしますが、資産を持ちあるいは支払い能力がありながら支払っていない世帯もあろうかということで、実際問題として、差し押さえの問題でいろいろと問題が発生しましたけれども、具体的に現状において差し押さえ、そういう行政的措置をとっている物件についてはどれくらいあるか。あるいは競売に供せられて、実際競売にかけている物件もあるように聞いておりますけれども、そういう物件についてもどの程度現状において、現時点で進行中の内容で結構でございますので、お教えいただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長(阿佐美恒治君) 差し押さえといいますのは、土地、家屋、物件だけではございません。債権等もございます。そういったことで、19年度につきましては150件程度差し押さえをさせていただきました。21年が倍の300を超えた数字を差し押さえさせていただきました。これで、今後とは少しそれを下回る状況で進んでおると。といいますのは、差し押さえする前に財産調査等をしっかりとしなければならぬということで、どうしても1年置きぐらいに差し押さえの数は変更する、変わってくるだろうということでございます。

それと、土地の差し押さえした物件の公売でございます。ことしも1件公売をさせていただきました。合同公売かけました。ただ、こんな時代でございますので、時価よりは半分程度の予定価格を入れたのですけれども、それに入札がなかったという状況です。秩父管内で30件ほど合同公売にかけたのですけれども、入札して落札されたのが、その中で前橋から出された3件のみであったという状況です。それらを考えても、相当厳しい状況であるということが推測できます。

議長(宇津木治宣君) 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番(村田安男君) 競売、専門用語で、行政としては公売という表現になろうかと思えますけれども、私なんか考えている以上に300件とか200件というぼんぼん数字が出てくるので、本当に厳しい町の人々の実情というものが肌で感じるわけでございます。私は、十分調査してそういうことは実施し、そしてその家庭の将来というものを見据えて執行しなければならないと思えますけれども、昨年の20年度の決算で見ますと、不納欠損額、単年度においてはたしか90万円ぐらい、過年度分を含めると2,300万円ぐらいの数字があったような記憶があるのですけれども、これをすると、これは恐らく5カ年が時効だと思えますけれども、この辺ことしあたりの見通し。不納欠損額として計上するものが、相当出てこようかと思えますけれども、5年経過して。その辺もわかりましたら、大変難しい話で申しわけないのですけれども、これは要するにあきらめると、取れないと。これは、相手が倒産とか、そういう事情がある場合もあるし、どこへ行ってしまったかわからない、先ほどの話もありますけれども、そういう数字というのは具体的にある程度の見通しは見えてきますかどうか。わからなければ結構ですけれども。

議長(宇津木治宣君) 阿佐美税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長(阿佐美恒治君) 住民の負託にこたえるためにも、不納欠損を起こさないようにするのが、税務課の職員の仕事なのだろうと思いますが、どうしてもそういったものは出ます。財産調査をして、財産がないのだといった方、時効を迎える方、それとか外国人で母国に既に帰ってしまった、即不納欠損するわけでございますが、そういった方々を含めて、20年度の決算はたしか400人の2,800万円、現年度滞納繰り越し含めて400人の2,800万円程度不納欠損させていただい

たと思っておりますが、多分毎年その程度の方々の不納欠損は生じてくるだろうと推測いたします。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔 11番 村田安男君発言 〕

11番（村田安男君） ぜひ、玉村町の将来も大切でございます。一般町民の将来もかかっているわけですから、十分調査し、そして家庭破壊というものを起こさないような状況の中で、また税の公平性というものを考える中において、大変難しい判断になるかと思えますけれども、そういうことに気を使って業務を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、先ほど話しました学校の給食費の未納問題です。先ほど申し上げましたように群馬県全体では1,070、玉村町では312というふうな数字が載っていて、1割以上が玉村町だという話で、これはどうなっているのだというような話を聞きましたら、玉村町は要するに学校の給食費については、時効が2年ということでございますけれども、それ以外についてもずっと帳簿に載せてあるということで、過年度分を含めての数字だという話でございますけれども、現状においてはどの程度になっているか、その辺についてもし10月1日現在でもいいし、11月1日現在でも結構ですので、わかりになりましたら、教えていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 川端学校教育課長。

〔 学校教育課長 川端洋一君発言 〕

学校教育課長（川端洋一君） それでは、過年度分の滞納金額ですが、まず今年度出納閉鎖、20年度の出納閉鎖したときの数字でございますが、1,561万8,379円が過年度分の滞納金額でございます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔 11番 村田安男君発言 〕

11番（村田安男君） 過年度分は1,561万8,000円というような数字でございますけれども、現状における数字、何人ぐらい。現年度の分については、1カ月おくれとかあるいは引き落としができなかったけれどもというので、現金で持ってくるのだと思えますけれども、そういう具体的な数字はわかりますか、現状の数字。

議長（宇津木治宣君） 川端課長。

〔 学校教育課長 川端洋一君発言 〕

学校教育課長（川端洋一君） 出納閉鎖をしまして、過年度分の滞納者に対して請求をしておりますが、そのときに全部データを吸い上げた時点で、現年度、過年度含めて261人の滞納、未納者も含めておりました。これを20年度だけの出納閉鎖した後で、実際その1年間でいた、未納だった人が134人おりましたので、6月時点では127人が過年度分の滞納者というふうな数値でございます。6月に滞納者につきましては、すべて請求を通知しております。その後、先ほど町長の答弁にも

ありましたように、7月、8月、夏休みをかけて家庭訪問をし、さらにその後において、10月にも過年度分の未納者については請求をしている状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 過年度分の処理、わかりました。

私は知らなかったのですけれども、学校給食費の時効は2年だということで、ほかの市町村は2年を経過したものについては、不納欠損額として処理しているのです。ですから、ほかの市町村は少なかったのですけれども、玉村町は不納欠損金についても計上しているということで、これはあきらめないかと、しつこいという表現もあると思いますけれども、逆に町民のためを思って、もらえるお金はもらうのだという発想でやっているのかと思いますけれども、過年度分の2カ年を経過したら、法的には請求権ないのです。私は払わないよと言われれば、請求はできないのですけれども、2カ年を経過した金額についてどの程度あるか、おわかりになりましたら教えていただきたいのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 川端課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長（川端洋一君） 2カ年のみということの、今現行のシステムでその数値が出せないで、ちょっとその数字持ち合わせておりませんので、済みません。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 2年たつと、請求権もなくなってしまうと。これは公正、公平の原則に反するというので、私なんかもこういう議員になる前、よく相手が倒産してしまつて金が取れなくなると、要するに始末書を書かされるのです。私は、3回書きました。私の職場ではトップだそうでございますけれども、私は物を売ることに限っては、だれよりも実績を誇って、1億1,000万円、10年で11億円の赤字の会社を1年待たず半年で黒字にしましたけれども、そのときも売ったものの金が取れなかったのですけれども、町の場合には始末書も何もないのですけれども、私はやっぱりこれは逆に言えば、不納欠損額というものを、議長は行政監査委員をやっておりましたから、よくわかりかと思えますけれども、不納欠損額を出すということは、先ほどの税務課長の答弁にもありましたけれども、これは町に損害を与える結果なのです。

逆に言えば、考え方によっては、業務怠慢という位置づけにも当てはまる可能性もあるのです。町民から訴えられて、損害を出したのだから弁償しろと言われても、これは裁判所が判断する話ですから、そのぐらいにしますけれども、いずれにしても時効を過ぎたものが何ぼあるかわからない。これは大変仕事が忙しい。私も現場へ行かして話を聞かせていただきましたら、とにかく本当に2人で一生懸命回っているのだと。これは相当厳しいということを感じました。

例えば、私も過日、ある議員と前橋市の、前橋市は物すごくこの4月から一生懸命やっているの

す。新聞に出てから、これは弱ったということで一生懸命やっているのですけれども、教育委員会27名おるそうです。そこの課長にお会いしまして、現状どのようにやっておりますかという話の中で、27名が全部地域を指定して集金に回っているそうです。それも、知っているところへ行けば、借金取りというのは、これはやっぱりお互いに気まずい思いをする。知っている人に、金出してくださいと、あるいは今言ったように給食費を払ってくださいなんていって、やっぱり難しいのです。全然知らないところを、全部27人で分けて、それで回っているそうです。それで、課長には必ず回ってきたら報告書を出す。課長も土、日毎日ぐらい回っているそうです。家庭に影響がないように、朝回ったり夕方回ったりしているそうです。それも時間外はくれないで、フレックスタイムを使って後で操作しているというような話を聞きましたけれども、とにかくこの不納欠損額というものを出すということは、町に損害、町民の負担がそれだけふえるわけですから、その辺はぜひしっかりやっていただきたい。まさか2年だと思いませんでしたけれども、2年だそうですから、ぜひお願いします。

それから、もう一つ、ここでお聞きしますけれども、期間外、2年を経過したものについての催促はどのような形でやっているか。2年経過したものについての催促、通知文書で出しているか、電話でやっているか、行って話ししているか、その辺についてちょっとお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 川端課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) 2年を経過してというそのことでなくして、過年度につきましては、すべて毎年納付書を出して請求をしております。今年度につきましては、先ほど申し上げました6月時点、それから10月時点で納付書を発送して、納めてもらうよう通知しております。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番(村田安男君) 法的にはそれでは済まないのです。請求書を送っただけでは、これは相手が受け取ったか受け取らないかわかりません。はい、確かに借金がございます。払っておりませんという同意書に印鑑もらってくれば、これが一番いいのだけれども、そうもいかないと思いますので、配達証明つきの通知を出さなければ、私はもらっていないと、私のうちはもらっていないと言われれば、それまでなのです。ぜひそういう制度もよく熟知して改めないで、ただ請求書を送ったのでは、それは話にならない話なので、ぜひその辺改善お願いしたいと思います。

とにかくこの納税問題、この問題は町民の平等というものを考えれば、大変大事な話。さりとて公平、公正の原則を考えてやっていかなくてはならないわけがございます。ぜひ神経を使ってこれはやっていただきたい。児童福祉法、この中には条文、そして2条3項の中に、特に2条において、児童の学校給食をいただくとかそういう福祉、そういう面において平等、そして学校給食費を払おうが払わなくてもというような話が出ております。その2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任があると書いてあるのです。ですから、その辺しっ



かり見きわめてやっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

学校給食の問題は、先ほど5%現金でない方がいるという話で、この間給食センターへ行ったら、うちによっては子供に持たせないでくれと。催促状は持たせないでくれという。確かに、子供に持たせていくと、子供も、うちは学校給食の金払っていないのかなんという話になってきますので、これは教育上余りいい話ではございませんので、ぜひそういうところにも神経を使って、小まめにやるしかないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、次に国民年金の未納問題は、私、これから先ほどの答弁にもありましたように、国で取り上げて抜本的に改革しようかと思っておりますので、61.何がしというような数字を聞きましたけれども、二、三年前は63あったということが、さらに減ってきたということで、これはやむを得ない話だと思っておりますけれども、61%の納付率で国民年金が維持できるかといえば、できっこない話で、これは抜本的に国も考えていくことと思っております。これは、その辺にいたします。

次に、農村の環境問題を聞かせていただきます。冒頭申し上げましたように、群馬県の水稲農薬の無人ヘリ、面積としては本当に限られているのです。私も調べてみて、これきりしかないのかというようなことで、群馬県全体で空中散布による無人ヘリの面積は236ヘクタールです。ことしの実績です、これは。そのうちの玉村町が155ヘクタールですから、半分以上玉村町なのです。逆に言えば、やっているのは玉村町ともう1カ所だけです。こんなような現状において、今、玉村町で水稲の要するに田植えをやっている水田面積はどれくらいありますか。ことしあたりの実績、わからなければ去年の実績で結構です。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 約600ヘクタールというふうに理解しております。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 事情はあるかと思えます。住宅の近くとか、先ほど説明あったような状況で、そういうところはやっていないという話ですから、それは理解できますけれども、約600ヘクタールの水田の田植えをしながら、ヘリコプターでやっているところは155、これに使っているお金は幾らぐらい使っていますか。補助金出していますか、ことしの予算で。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 町からの補助金は250万円ほど出ております。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 町長にお伺いします。町長も今後検討という話でございましてけれども、面

積600ヘクタールの水田に田植えをしていて、空散しているのが155で、初期処理剤のプリンスとかそういう、最近私らなんかは、本田に田植えしてからは一切使っておりませんけれども、155の面積に250万円出して、その残りの四百何がしのところには一銭も出さない。こんなのは公平、公正の平等には完全に反する話です。

それと同時に、やっぱり空散はやる時期ではないのです。無人ヘリコプターを持っているのは玉村町ということだけですけれども、玉村町のヘリコプター1機当たりの年間の維持管理費どのくらいかかりますか。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） いろんな維持経費があります。全部含めた額につきましては、決算でも毎年報告させていただいております。機体のほうの維持経費としましては、約200万円ほどかかっております。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） まさしく国のこの間の仕分け作業ではございませんけれども、予算の仕分け作業でしたら、一発でこれは消えます。ただ、これは町の方針、方向ということで、農業の方向性の中からやってきたのですけれども、私は、きょうはそういう経費の面ではなくて環境問題でやっているのですけれども、やっぱり環境問題を考えると、玉村町はヘリコプターで消毒しているよ、そんな米は食えるかというような話になってしまいます。私のうちはやっていません。隣のうちはやっているかもしれない。では、うちの田んぼの中へ一滴たりとも入らないという保証がありますか。ないです。これはできない。その地域で全部でやるならやる、やらないのならやらないという方向性を出さなければだめなのです。この使っている農薬、非有機リン系のアミスタートレボンSEという農薬ですけれども、この農薬の成分ご存じですか、効用。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 正式な名称は、アミスタートレボンSEという液体でございます。農薬につきましては、人畜に対する要するに影響度と、魚類に対する影響度というものの2つに大きく分けますと分類されます。人畜に対するアミスタートレボンの影響度は、4段階で今のところあるのですけれども、その中のアミスタートレボンについては4番目、一番低い影響ということになります。魚類につきましても、A、B、C、Dと4段階あります。そのうちのBランクということで、真ん中というような状況でございます。

なお、アミスタートレボンSEの詳しい中身のこういう成分が入っているとかという問題については、申しわけありませんが、私は承知しておらないという状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔 11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 私は、4段階とかそういう話も聞かせていただきました。大体承知しています。私が一番危惧しているのは、そうではなくて、これは水稲農薬、水稲には登録が取られているのです。それから、大豆にも取れています。ただ、取れていないのは、野菜類は一切取れておりません。ですから、野菜の隣にはまかないということになっていますけれども、万が一飛散して入ると、これが直売所あたりでもし検出されると、壊滅的な被害を受けます。直売所の名前が出てしまいます。

これを使うのは、農薬というのは絶えず作物に対して登録が取ってあるかないか、そういうものを基準に判断していかななくてはならないのですが、今、本当に農家はこういうところに気を使っています。ですから、自分の家で食べる野菜と出荷する野菜が違うというけれども、私なんか逆に自分の家で食べるのを少し甘くやっています。出すものは、よその人にくれるものというのは、本当に神経使うので、ぜひその辺はもうぼちぼち考える時期だと思しますので、ぜひその判断をしていただきまして、公平、公正の原則からあるいは今申し上げましたようにこの地域の農業の振興というものを考えた場合に、ぜひそういう判断をいただきたいと思います。

それから、もう一点環境問題の中で、この間も私、ある方と田んぼの真ん中で話をしていましたら、そのところへちょうど一生懸命ごみ拾っている方がいたのです。この田んぼへ入っていいですかと。見たら、こんな量販店の袋に入ったごみが幾つか転がっていて、それを拾って集めていきました。済みませんねということで、申しわけございませんという話をしましたけれども、とにかく空き缶やそういうごみが玉村町で、どこでもそうなのですけれども、町道の周りとかそういうところにあります。

看板を掲げるのも結構ですけれども、東京の大手町、あそこではたばこのポイ捨て禁止条例があります。東京都の条例の中の地域を限定した話ですけれども、ああいう条例を玉村町もつくったらどうかと。ポイ捨て禁止、缶とか瓶とか、これは刑罰的には決して罰することができないのです。ですから、反則金なのです、ポイ捨ては。ですから、地方の自治体なり行政において、それはつくることができるそうでございますけれども、まだやっている市町村はないと思えますけれども、そういうものを含めてもう少しやらないと、本当に作業をやる時に、信号の手前なんかは必ず中を見てやる。

私のやっているところなんかは、年間に30缶ぐらい落ちていますか。うちへ行くと必ずあるわけです。持ってきたのを、みんな車の中へ、軽トラックの中へ持ってきて、うちへ置いておきますから。それを出しますけれども、とにかく現状はひどい状況ですので、もう少し具体的に何か考えることがありましたら、考えていただいて対策を練っていただきたいと思えますけれども、町長でも課長でも結構です。何か……。

議長（宇津木治宣君） 重田生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 重田正典君発言〕

生活環境安全課長（重田正典君） ごみのポイ捨てに関する問題でございますけれども、この問題

につきましては、町としては地域の衛生支部長さん等の協力を得まして、春、秋にクリーン作戦、環境美化運動をしております。また、中学校、玉村高校、また各種団体等も随時クリーン作戦は行っておりますが、玉村町の農地の環境を見ますと、住宅が混在しているということで、村田議員も農道ということで書いておりますが、農道がほとんど舗装されている状況でございます。農道が農道でない状況でありまして、そこを通過する車両等のため、また自転車等のためのごみが非常に多いのではないかとすることは、我々も感じております。

また、このごみポイ捨て禁止の話ですけれども、町では機会あるごとに役員さん等を通じてお願いしているわけですが、実際の町の間がどれだけやっているか、町外の間がどれだけやっているかということも不明な状況でございます。でも、町としても、今後また環境美化を推進するためにも、一層努力して、ポイ捨て等がなくなるように努力していく活動を考えていきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 一番の問題はモラルだと思うのですけれども、今環境美化運動で、小学生、中学生にポスターを出させています。このポスターを見ますと、物すごくいいことがかいてあります。子供たちは結構考えています。ポイ捨て禁止できれいな町をつくろうとかと、すばらしい絵がかいてありますし、ですから今の子供たちが大人になったら、もっときれいになるのではないですか。だから、今の大人が悪い。どっちかと言えば、大人ではないかと私は思うのですけれども。あと、モラルです。だから、今の子供たちは、子供のときから、そういう納税だとか環境だとかいうのをうんと学校で教わっていますから、我々よりもっとよくなるのではないかと期待をしています。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 私もそういう立場にありまして、子供とは絶えず接しているのですけれども、今度の土曜日も朝早く行って、総合運動公園の清掃から始まるのですけれども、6時半に行きますから。子供たちのほうが、確かにそういうのは心得ているのです。大人のほうが少しルーズな面がございます。私も一生懸命、そういうことを子供たちにも言っていきたいと考えております。

いずれにしましても、公正、公平な原則というものが行政の基本です。ぜひ先ほど来の私の質問の中にも、税の公平性とかあるいはもろもろの受益の関係についての公平性も申し述べさせていただきましたけれども、ぜひそういうことに心がけてやっていただきたいと思います。

それから、最近よく聞くのですけれども、合併問題とかそういう問題の中においても、いろいろと発言がございます。私は、行政というものは、1年、2年で結果が出るものもありますけれども、10年、20年、長いものは30年、40年のスパンの中で最終結論が出るものがあるわけです。ですから、一概に目先のことでなく、しっかり将来を見詰めて行政に取り組んでいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

以上で終わります。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後は１時３０分に再開いたします。

午後０時１８分休憩

---

午後１時３０分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、１番笠原則孝議員の発言を許します。

〔１番 笠原則孝君登壇〕

１番（笠原則孝君） 昼の一番眠たい時間なので、絶対に皆さんを眠らせないような質問をしてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。議席ナンバー１番笠原則孝でございます。これより議長の命により、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、一言ごあいさつを申し上げます。先般の町議会選挙におきまして、議員として活動できる機会をいただき、私を応援してくださった有権者の皆様に、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

さて、日本社会全体に閉塞感が漂う今日、マスコミ報道でも世界的な不況、デフレ、円高、株安、失業率の問題、最近ではドバイショックなど、挙げれば切りがないほど日本の経済や社会の構造全体が行き詰まっています。要するに、今までどおりやっていたのでは、この社会がもたない時代になってきました。そういうわけですから、私も選挙活動を通じ住民の皆様から多くのご意見をいただき、町の情勢についても多くのことを学びました。今まで住宅ローンをまじめに払っていたのに、払えなくなって家を手放した方、リストラで失業された方、母子手当や生活保護を希望する方など、生活困窮者の余りにも多い現状を目の当たりにし、正直なところ驚きました。

また、議会や執行に対する不満も数多く聞き、玉村町から引っ越したいなどと、半ばあきらめているような住民の意見も多かったのが現実です。実際に近所の方が、玉村町はだんだん住みにくくなったということで、引っ越しをしたという話も聞きました。現に玉村町の人口は減少傾向にあり、とても住みよい町などと誇れる状況にはないと思います。議会に対して、議員定数の削減どころか、議会は不要ではないかなど、まことに厳しいご意見もいただいております。夏の衆議院選挙の投票は６８．７％、高かったのです。今回の町議選は５４．６１％、厳しい見方をすれば、有権者の約半分が今の町議会には関心がなく、かつ期待できないという意識が如実に出た結果ではないでしょうか。ここにおられる先輩諸氏にはまことに僭越ではございますが、私自身も含めて、玉村町の議会の執行も時代の変化に対応し、しっかりと地方自治を進めることが求められているのだと考えておりま

す。

端的な例では、議員や特別職が今までどおりに税金によって、世間から見ると、高い報酬をいただける時代ではないと考えております。先日も神奈川県では、9種類の行政委員について、例えば年間稼働14日で月額四十数万円という高額報酬であったのを見直し、日当制に切りかえるというニュースが報道されておりました。私自身は、玉村町の議員も日当制でいいのではないかといいところまで考えており、定数の削減や報酬カットは当然のことながら、宿泊の研修費など、議員自ら見直すべきところは山ほどあると考えております。現在の社会情勢や住民意識を考えれば、民主主義がどうか他の町村との比較など、まさに前例踏襲型は通用しません。ましてや、今どき自分たちで自分たちの報酬を上げるなどといういわば特権的なお手盛り政治など、許されないのではないのでしょうか。皆さん、いかがでしょうか。

また、議会活動において、執行の提案をうのみにするだけのただの賛成要員では、議員としての存在意義はありません。住民の多くの皆様から議会不要論が出ることは、まことに残念なことです。我々はこの現実を認識し、真摯に受け止めなければなりません。今回の町議会の投票率が、このままでよいはずはないと皆さん思いませんか。私は、新人議員として、諸先輩の地方自治に対するご尽力には敬意を表する中で、我々は住民からの期待が非常に薄い状況であるという大前提をしっかりと認識し、住民の代表である前に、住民の奉仕者であり、何よりも公僕であるという、まさに原点に立ち返って活動することが求められているのだと思うのです。

このような社会情勢の中で、国政ではご承知のとおり、民主党による政権交代があり、例えば事業仕分けによって、国民の政治への関心や期待が増したことはすばらしいことでもあります。しかし、政権がかわっても課題も多く、その一つが鳩山総理の献金問題など政治と金に関するテーマです。玉村町は、間違っても談合や不正献金などないと信じておりますが、そこでまず初めに、政治と金の問題全般について質問します。

まず、町長に伺いますが、町長、就任以来の政治活動における収支報告書の状況について答弁願います。

また、私は今回の選挙で、議員の定数削減や30%の報酬カットを、マニフェストとして住民に約束しました。今まで申し上げてきた状況からすれば、当然のことであり、今後議会の中で積極的に進めたいと考えているところでございます。ちなみに、このマニフェストについては、議会の中での賛成、反対などあらゆる点について住民への情報公開に努めてまいりますので、ご期待をいただければと存じます。

そういう中で、町長報酬の30%カットの働きかけも住民にお約束をしております。以前もこの質問がされたと聞いておりますが、自立を標榜する町長が自らの報酬カットを考えるのは、一般的には当然のことであると思っております。そこで、町長に伺いますが、町長を含めた特別職の報酬削減について、町長の考えを伺います。

次に、公共事業の発注状況について伺います。玉村町でも地元の業者を優先的に採用し、地域の活性化を図ることは大事なことです。しかし、高い落札率や指名競争が多いことなど疑問な点が多く、私たちの税金が効果的に正しく使われているかなどの現状について伺います。

次に、2点目の質問ですが、昨年秋以降の景気後退により、玉村町でも失業者が非常に増加しております。アメリカを震源とした金融危機による世界同時不況は、私たちの雇用や生活に大きな影響を及ぼしており、9月の失業者は300万人、何と群馬県全人口の1.5倍です。失業率も5%半ばと高い水準で推移しております。8月にNHKで放送されましたが、伊勢崎ハローワークにおいての有効求人倍率は0.39倍と極めて低く、全国平均を大きく下回っているのが現状です。そこで、国の緊急対策を受け、町としての雇用、経済対策についてどのような対応をとっているのかを伺います。

また、今後の雇用創出についても、玉村町として施策があれば、答弁願います。

次に、3点目の質問ですが、不況下に、まさに生活に身近な内容について質問します。選挙期間中多くの住民から、苦しい生活の中、生活費を切り詰め堪え忍んでいるが、玉村町のごみ袋は伊勢崎市と同じ袋なのに、どうして値段が高いのかとの指摘を受けました。調べた範囲では、伊勢崎市も玉村町も同じ仕入れ先であり、同じ規格の袋でした。なぜこのような価格差があるのか、わかる範囲内で結構ですので、答弁願います。

以上、3点について質問しますので、明確な答弁を期待していますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

いよいよ大型新人が、きょうの午後から2人続いて質問に立ちますので、私もきょうは緊張しております。今、ちょっと耳栓を忘れてしまいましたので、次回からは耳栓を用意してくるように。

まず初めに、政治と金の問題でございます。笠原議員がこれほどこういう問題に心配しているとは、今まで思わなかったのですけれども、改めて見直しました。こんなに世の中のことを考えているのかということ。

まず、私の収支報告についてでございます。私は、町長就任以来の政治活動というのは、後援会活動として後援会の後援会報、この発行を年1回程度やってまいりました。町長の任務というのは、毎日毎日が住民との接触であります。私は、日々町民との対話を大切にしているし、これが私の政治活動だと思っております。なおかつ、住民との対話を大切にしながら、これを町政に結びつけ、町民にとって住みよいまちづくりをするというのが私の政治活動と考えて、日々努めているわけですので、特別な政治活動というのはやっておりません。これが政治活動と思っております。

中で大変投票率が低いということで、今、笠原議員のほうから議会に対する、我々執行に対する関心というのか、住民が失望しているのだというような意見がありました。これも一つの意見として、

私は大事にしなくてははいけないかなと思っております。

もう一つは、私はこの低いということも問題ですけれども、それなりに住民の皆さんが、議会や執行に対して信頼をしているのだというような見方もあると感じております。私は、どちらかといえばそっちのほうを感じているわけでございますけれども、投票率を上げるために、これからも我々は一生涯懸命努力をしなくてははいけないと思っております。

2番目に、私を含めた特別職の報酬削減についてのご質問でございます。この問題については、我々は日々この問題を考えております。それで、これが必要なときは、私はだれに言われるでもなく、自ら決断をしてこの問題に決着をつけるというつもりでおりますので、ご理解をしていただきます。

また、当町の町長、副町長、教育長の報酬につきましては、平成15年7月に10%の減額をいたしました。そして、現在に至っているわけでございます。群馬県の町村長の報酬額というのは、これは一つの例ですけれども、全国47都道府県中44位でございます。ですから、群馬県はどちらかというと、非常に低いほうであるということは認識していただきたいと思っております。

住民基本台帳人口では、今、県内で玉村町がトップでございます。最も人口の多い町でございます。ですから、私をはじめ、副町長、教育長にも大変な重責を課せられているという解釈をしております。そういう中で行政をつかさどっているということは、ご理解をしていただきたいと思っております。微力ではありますが、これからも魅力あるまちづくり、町民一人一人が安心して生活できるまちづくりを進め、この重責を果たしていく所存でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公共事業発注についてでございます。まず、平成20年度工事の発注状況についてであります。設計金額130万円以上を対象としております。入札及び随意契約件数は全体で78件、当初契約金額の合計は7億1,666万7,000円でございます。このうちの落札率は、平均で93.6%でございます。落札業者数は32社、内訳としましては指名競争入札の契約件数は66件、当初契約金額の合計は6億3,961万8,000円、落札率は平均で93.2%でございます。落札業者数は27社となっております。また、随意契約による契約件数は12件、当初契約金額の合計は7,704万9,000円で落札率は平均で95.9%、落札業者数は8社となっております。

次に、過去5年間の工事の入札状況ですが、平成19年度の入札及び随意契約件数は全体で87件、当初契約金額の合計は22億1,001万600円でございます。落札率は平均で90.7%、落札業者数は35社となっております。

平成18年度の契約件数は76件、当初契約金額の合計は8億1,657万500円で、落札率は平均で89.8%、落札業者数は35社となっております。

平成17年度の契約件数は85件、当初契約金額の合計は12億2,458万3,500円で、落札率は平均で96.7%、落札業者数は33社となっております。

平成16年の契約件数は82件、当初契約金額の合計は11億1,451万2,000円、落札率は平均で94.3%、落札業者数は32社となっております。



次に、過去10年間の大規模工事における入札状況ですが、平成11年から平成20年度までの設計金額1億円以上の工事を対象としております。10年間の入札契約件数は9件でございます。これは1億円以上の工事です。9件でございます。当初契約金額の合計は27億2,448万7,500円で、落札率は平均で98.2%、落札業者数は4社となっております。内訳として、条件付き一般競争入札の契約件数は1件です。当初契約金額の合計は11億5,290万円で、落札率は97.3%、落札業者数は1社となっております。また、指名競争入札の契約件数は8件、当初契約金額の合計は15億7,158万7,500円で、落札率は平均で98.3%、落札業者数は4社となっております。以上が、過去10年間の工事発注の状況となっております。

次に、雇用対策についてでございます。雇用及び経済対策の現況はの質問についてお答えいたします。平成21年度は、群馬県緊急雇用創出基金事業市町村補助金を活用した事業として、臨時職員の雇用、児童館、保育所の交通整理、防犯警備、文化財資料の保存活動などに実施した25名の新規雇用を創出してまいりました。

また、失業者対策として行っている相談窓口の状況ですが、これまで延べ29人から相談を受け、その内容としては雇用に関するもの22件、住宅に関するもの5件、生活資金に関するもの8件、納税に関する内容が5件、その他多重債務、倒産による未払い、雇用保険についての相談がありました。その結果、臨時職員が4名雇用され、3戸用意した町営住宅の1戸が埋まっている状況であります。

また、経済対策ですが、町内事業者が融資を利用しやすくするため、群馬県が行う経営サポート資金の融資を受ける際に支払う信用保証料の一部を補助する保証料補助事業を実施しております。20年度の実績は79件、2,115万5,000円となりました。21年度も継続して行っていますが、11月末現在では59件、1,078万円の補助を行っております。さらに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、町内消費拡大による玉村町内の経済活性化を目的に、商工会と連携したプレミアムつき商品券の発売を実施したところであります。これも大変好評でございました。

続きまして、今後の雇用創出についてでございます。引き続き群馬県が作り出した緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用創出に向けた取り組みを継続していきたいと考えております。

また、現在行っている企業誘致の施策を引き続き推進し、優良企業を誘致することや、群馬県若者就職支援センター、ハローワークとの連携、PR等を通じて、就職支援を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、玉村町のごみ袋でございます。質問者が言われたとおり、伊勢崎市のごみ袋と価格を比較した場合、玉村町の価格は高いことは認識しております。以前、佐波・伊勢崎広域組合が存続していたときは、共同でごみ袋を作成していたため、基本的には同一価格でありましたが、広域組合が解散した後は、それぞれ個別に契約行為を行い価格を決めているため、価格に差が出てしまいました。玉村町の指定ごみ袋は、2年ごとに3社による見積もり合わせを行い、卸売価格並びに上限価格を決定しております。現在の価格は、平成21年1月1日から22年12月末までであり、平成20年8月

に協定を結んでおります。同年7月の見積もり合わせ実施時の原油価格が、1バレル当たり145ドルと20年中の最高値の時期でございました。当初の価格は19、20年度に比較して、平均で2.35%上昇しました。その後、原油価格は下落し、12月と3月に価格の変更があり、現在の価格は平均で当初協定額の90.5%までを減額されております。

この対象とされている伊勢崎市でございますけれども、これは本年8月に伊勢崎市の新しい価格が出たということで、8月の価格でございまして、それで10月から新価格となっているとのことで、玉村町が協定を締結したときと比べ、大変原油価格が下がっている。1バレル当たりが72ドル程度ですから、半額程度の原油価格になったときでございましたので、ちょっと玉村町と伊勢崎市の差が出たというところでございます。また、原料の価格が安くなったというのが、玉村町の価格より安いことの大きな要因と思われまして、また、作成販売する数量も、玉村町の2年間の販売想定枚数と比べると、大体五、六倍の量ということになっておりますので、大量生産することで価格が抑えられていると考えられます。

以上のことが格差の原因と思われまして、その辺をご理解していただいて、今後22年12月で終わりますから、今度新しい価格に玉村町もなると思われますので、そのときは伊勢崎市と多少の価格差が出るのはご理解をしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それでは、自席より2度目の質問をいたします。

最初の政治と金の問題について町長に伺います。町長の収支報告を見ますと、非常によくできていまして、毎年機関紙の印刷のみということなのですが、それ以外は一切ございませんか、支出のほうは。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 政治的な活動の中では、町長現職になりましたので、それ以外の支出はありません。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） まじめな町長ですから、本当に政治資金のほうはほとんど使わずにやっていると、こう理解してよろしいですか。

それと、寄附のところを見ますと、貫井昇さんという方が寄附をしているのですけれども、貫井昇さんというのはどういう方ですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 父親でございます。私は、町長選に出るまで浪人をしたり議員をしたりして、お金がほとんどなかったものですから、大体父親からのお金を借りた中で今までもやってきたし、鳩山さんみたいに11億円というのではなくて、私は11万円ということでございますので、非常に寂しい話なんですけれども、父親からのお金で、そういう形でお金を払ってきたというのが現状でございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 今、鳩山さんとはけたが違うというのですけれども、よく考えてみましたら、親が子にやるのだから、これは子ども手当です。町長も同じ子ども手当と、こう考えてしまって構わないですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 親は喜んでくれているわけではないので、私にそういう金を出してくれたのですけれども、基本的には、子ども手当という言葉に当てはまることもありますかね。そう解釈もできるのではないかと思います。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 玉村町の町長となれば、議会活動も大分お金がかかるのだと思ったのですが、町長は非常にまじめな方だから、お金かからないと。お金がかからないのなら、報酬下げたっていいのではないかというような話も出てくるし、その点はいかが考えておりますか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） そういう笠原議員さんの言うことも十分わかります。先ほど申したように、報酬については町長自らその時期が来れば、自分で決断をして、周りの人に言われなくても下げるときは下げる、そういうつもりで私はおりますので、理解をしていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） よく町長の会計のあれを見ましたら、貫井憲二さんが会計責任者、貫井憲二さんは町長の実弟ということで、寄附するのがお父さん、また会計責任者も実弟の弟さん、これは家内工業的な後援会と、こういうとらえ方でよろしいですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 経費がかからない、経費をかけないために、実弟でございます。たまたま私が町長になったときに会社をやめて失業しておりましたので、ちょうどいいぐあいに私のそういう形で責任者としていろいろ動いてくれているということで、実弟が出納責任者ということになっております。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） ところで、去年は町長選挙がありましたね。寄附であるとか、陣中見舞いの類は一切なかったのですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 選挙においては、陣中見舞い等の個人的な寄附はありました。それは選挙収支で載せてあります。ただ、後援会活動は、その後の後援会活動でございますので、後援会活動の中では町長ぐらいの立場では、一般の人は献金はしていただけないのが現状でございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それでは、玉村町の業者もやっぱり不景気のあおりで、余り町長にできなかつた、こう解釈してもよろしいですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 不景気だからということではないと思うのですけれども、選挙における選挙事務所のほうへのご寄附というのですか、個人的に1万円とか2万円とかという、そういうご寄附は、業者ということではなくて、親戚だとか友人だとかというところから、これはありました。ですけれども、選挙以外で献金ないし寄附というのですか、そういうものは町長という立場では、残念だけれども、ありませんでした。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 町長の報酬カットについては、どう考えていますか。一応私のほうは、30%カットということをご希望を申し上げたわけなのですが。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 気持ちはわかります。気持ちは十分わかりますし、一般的には、人の給料なんか安くすればいいというのが一般的な風潮ですから、それは笠原議員の気持ちは十分わかります。ですから、それはまたそれとして、町長という立場でございますから、これは町の代表でございます。

町長の給料というのは、貫井の給料ではなくて、玉村町町長としての給料ということで私は解釈しておりますので、先般も言われましたけれども、群馬県で玉村町町長の報酬、給料は3番目でございます。町長としては3番目でございます。今の情勢で見ますと、私は、そんなこと言ってしまうと変ですけれども、貫井ではなくて玉村町長という立場を考えれば、群馬県でトップでいいのかなと思っておりますけれども、私は今の給料が多いとか少ないとかと、そういうことは感じていません。

ただ、こういう情勢でございますから、玉村町の財政状況、よく私も職員には言うのです。しっかり財政をつくっていかうと。皆さんの給料カットするような状況にならないような財政運営をしていくのが、私の仕事であるということで職員にも言うておりますし、職員もそういうつもりで住民サービスをしながら無駄を省いて、無駄ゼロという予算をつくっているわけでございますので、その辺は笠原議員にも十分ご理解をして、一生懸命やっているのだということでご理解をしていただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） ご理解は十分にいたしておりますが、何せ失業率がそれだけ多い。何か7人に1人は大変なのだというときに申し上げてもなんですが、72万円の30%減としても21万円ぐらいです。21万円あれば、若い衆が1人使える、臨時の職員なら2人使えるというような考え方も立つのですが、いかがなものでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 数字的には間違いございません。私のほうがもっと計算していますから、大丈夫でございますけれども、そういうことで玉村町の財政状況、そして周りの景気、そういうものを勘案した中で、私は今の給料が出ているものと解釈をしておりますして、そういう状況が非常にまずいという情勢になったときには、町の財政状況は私が一番よくわかっています。だれにも負けない数字の貫井と言われておりますから、わかっているつもりでございますので、ご安心をしていただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 数字はよくわかる。もっとも、前は町長は銀行マンですから、数字のほうは抜群によくわかるのは当然です。

ところで、大泉町が1番で、次が玉村町ですか、給料の大きさからいうと、町長。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 1位が大泉町で、2位が草津町でございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） ちょっと勉強不足でした。草津町もあのと通りの観光ですから。

それと、町長自身、仕事ぶりから見て、今の話を聞いてみると妥当だというのですが、自分で判断してもらって妥当ならば、また再度考え直すということで、この話はこれで打ち切りといたします。

それから、2 回目の話ですが、これは2 回目になりますと公共事業の入札。今、話聞いていますと、非常に96%だ、98%、見ても、指定業者、何だか知らないけれども、よく聞くのだけれども、よくテレビやニュースを見ますと、90%以上は、半分談合的性質があるのだと言っているのです。その点は指名業者やって、本当に数合わせではないのだけれども、非常に数字で見て、これずっと見てみますと、先ほどの長いのをずっと切られましたけれども、小さいのはいいとしても、3,000万円以上の工事を見ますと、ほとんど指名。それで、落として、年度別に見てみれば、20年度は1社オンリーということになっているのですけれども、やはり税金のことですから、一般競争入札をさせて、先ほどの村田議員も言っていましたけれども、税収が上がらないのだから、少しでも支出を抑えるのだということで、余りこれをつついてもしようがないので、今後は一般競争入札でやっていただいて、少しでも税収を、出るのを安く抑えて、それで町民の皆さんを安心させるような、箱物にしる何にしる建設費のほうは頑張ってもらいたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔 副町長 横堀憲司君発言 〕

副町長（横堀憲司君） ご趣旨はごもっともだと思います。今、入札の中身について、担当は総務課でございますが、検討してございます。一般論でございますけれども、入札につきましては工事規模に応じて、会社の今までの実績によってA、B、Cというふうなランクがございますけれども、町内業者はおおむねBであるとかCであるとか、そういうランクになります。金額等によって、町内業者の皆さんにできるだけ出していこうということで、そういう工夫もしておりますが、確かに一般論としては、広くよそからも入札に参加をさせて競争を激しくさせれば、当然落札率というのはもっと落ちるといのは、一般的に常識的にわかるわけですが、町内業者の育成といったことも、行政として考慮していかななくてはならないというのがあります。その辺の兼ね合いをどの辺が適正かということで、日々落札状況等を集計をしながら検討しているといったところでございます。

あと、落札率につきましては、これは予定価格に対する入札額ということになります。今、これもあちこちで見直し、県のほうから見直しなんかも言われているのですが、町の予定価格というのは、設計金額に従来の理屈の上では、このくらいの入札差金が出るだろう、減が出るだろうということで、設計金額よりも予定価格というのは下げているのです、5%とか。経験的に下げているので、もとの計算をすると、落札率が若干高目になってしまうということでございます。

県なんかは、最近なのですけれども、できるだけ設計金額をいじらないで、そのままそれを予定価

格にして入札にかけるといふようなことをしているのですが、我が町は設計金額をにらみながら、さらにその上に予定価格といふのをつくっております。そういったことで、率が若干高目に出るといふことがあります、実際の設計金額に対する入札金額の率は、さらに低くなるということもございません。

いずれにしましても、うちの町の業者が、例えば周辺の市の入札に参加できない。全部そうだと思います。高崎市、前橋市、伊勢崎市だって全部そうだと思いますが、玉村町の業者は周辺市の入札に参加できません。基本的に、市は市内の業者でということを進めておりますので、そういった中で我が町だけそんなことはありません。たくさん一生懸命競争していただければ安くなりますから、前橋市、高崎市、伊勢崎市の業者もどうぞお入りくださいといふふうなことでやっていったら、とても現実問題として、私の町の企業は成り行かなくなってくるといふようなことがございます。

また、もっとさらに言えば、例えば市の中で入札をさせて、それを落とした会社が下請を使うにしても、市内の業者を使えといふような指示もございます。そうすると、全く玉村町の業者は周辺市に入れないといふような実態もありますので、そういったことも現実的によく考慮しながらやっていきたいといふふうに思っております。どうぞご理解をお願いしたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） 今見ますと、玉村町の業者がCランクだの、BとCしかいない、少ないと。これが多くて、Aランクに近いのがないというけれども、設計なんといふのは役場内でやっているのですか、それとも設計事務所に委託しているのですか。やはりこういう面で、外部に委託するのとうちでやるのとでは、大分私も営業をやってきましたし、こんな時期ですと、やらなければならないのだということもあまして、はっきり言ってデフレですから、先ほど言った設計金額を落としているのだと。アッパーを下げているのだと。下げているから、九十何%出てしまうと。それはちょっと通らないです。物は安いのです、はっきり言って、鋼材にしたって何でも。やはりその辺は、いまして専門的な設計屋を置いて、町で。何か聞いたら、町には1級建築士のそういうような人がいないような感じなので、できれば自前で。だから、だめなのです。だから、玉村町の業者はほかへ打って出られない。

ところが、太田市のほうの業者は見てください。利根川の向こうにでっかい看板つくって来てしまって、周り見たって、よそから来られる。よそから来るけれども、こっちが出られない。出れば、昔から言うのですが、要するにB、C業者に対してのちっちゃい工事しかくれないから、こういうことになってしまう。やっぱり3,000万円以上もくれればいいのです、ランク上げてみて。そうすれば、そういう業者も力がついてくる。いつも日雇い人夫がもらえるぐらいの、そこいらの下水ひっかいていくような仕事しかやらないから、技術力が上がらない。こんな人間がやっていることなのだ。そんなにえらいこと、機械つくるのとわけが違う、ロケット上げるのとわけが違うのだから。こんな

バックホー持って泥をひっかいて、そこで埋め立てる。おれだってできる、こんなことは。

だから、その辺をもっとしっかりして、玉村町に固執しないで周辺各市に打って出るぐらいの、攻撃は最大の防御であるというぐらいの根性で出なければだめだし、またそういう育成をやはり町でしなければ、この辺をひとつよく肝に銘じて、そのぐらいの給料をやったって絶対得だから。こんな外注に出したら、どうにもならない。外注の人に結託されたら終わりだもの。ということで、また意見で、このままずっとやっても、時間が12分しかないから、まだ残っているので、一応これはこれで打ち切りまして、次の問題に移ります。

次の問題は、雇用の問題です。先ほど、町長が4人ほど町営住宅に入れて、何とか生活困窮者をやっていると聞きました。でも、4人ぐらいではどうしようもないのだけれども、それはわかっています。では、全部できるかといったら、これは無理。でも、やはり回ってみますと、「何で玉村の役場の仕事をやっているのに、玉村以外の人が仕事しているんだ」、こういうふうに言われるのです。いろいろ調べてみて、この間も私がちょっと行ったら、庁舎の人が落ち葉拾いしているおじさんがいて、聞くとはなしに「おじさん、どこだい」、「おれ、藤岡の立石だよ」、ということは違う人に見えてしまうから、玉村町の人が、「おれは、今まで随分住民税払ってきたんだけど、定年になっちゃったら、仕事がなくなっちゃって、いよいよ食うにも容易じゃないから、さんざん税金納めたんだから」、言う人に限って余り納めていないのだけれども、使ってもらえないと、こんな言い方するので、やはりその辺は近くでわかるようなところは、できれば町内の人を使っていたきたいと。

そういうので、ですから出すところの業者の方にも、できる限り玉村町の間人、玉村町の間人使って、質の悪い場合もあるなんて言われるので、その辺はよく教育しまして、できれば町内の人にやっていただきたいということです。その件についてはどうですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これは、そのとおりでございます。町の人を使うということは当たり前の話で、すべてにおいて町内でしていこうというのが、我々の基本的な考えでございますので、たまたま笠原議員が行き会った人が藤岡市だったということで解釈していただければわかるのですけれども、玉村町内を使う。特に、今、私のところへよく来る人たちが、シルバー人材センターに紹介をしております。シルバー人材センターが大変暮れから正月にかけて仕事がありますので、そっちを通して、たとえ幾らでも働けるということで紹介しております。そんな中で、町内のそういう働きたいのだけれども、場所がないという人たちに少しでも働いていただくということで、今、議員さんおっしゃったとおり、町としてもそんなつもりでやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） できれば、そのようにしていただければ、玉村町もハッピーになるのではな



いかと。逃げ出す人も少なくなるということで、町長に頑張ってもらいたいということです。

次は、今度もう時間もないことですから、ごみ袋。先ほど、ほとんど言ったとおりであるらしいのですが、できれば、今ここにお持ちしました。これを見ても、これが伊勢崎市。伊勢崎市では絵がかいてあるのです。みんなハッピーの、決まった場所へと。これは玉村町。玉村町は、そこにマーク。どう見ても、細かいことを言うと、絵かくほうが容易ではない。値段同じだっていいのだ、こんなの、という根拠に立つのです。ほとんどベースは同じです。お父さんとお母さんと娘さんという、ごみは出しましょうというのは、こんなようなので、できれば値段も、お手元にあるので見て大体わかると思うのですが、非常に格差があるのです。これは、どうしてここまでほうっておいてしまったのかという感じです。

燃えるごみの大、玉村町では大が30枚、これが302円40銭、伊勢崎市では大が216円、幾ら差があってもちょっとひどい、これは。それから、中、239円40銭、伊勢崎市150円、ちょっとこれはばかにされている、この数字見ると。燃えないごみの袋、30枚、378円、伊勢崎市201円。中において239円40銭、ひどいよ、これ。150円で仕入れ、伊勢崎市は。こういう価格を何で先ほどまでほうっておいたかということなのです。やっぱり執行の方も、ごみ袋を買ってくるのだな、自分であっち行ったりこっち行ったり。

先ほど、第1日目で浅見議員が言ったけれども、8時以降フレッセイへ行ったかいということと同じで、やはり庶民の生活、殿様ではだめだ、これは。出ていっているんなのを見て、これはおかしい、ここがおかしいと思ったら、即直してすぐ申し入れる。これをやったら、でかいです。ざっと計算したのですが、この差で1週間にごみ袋を3枚使って計算すると、1年間、一般のうちは大したことない。一般のうちは1,100ちょっとだから。ところが、町全体にしてみたら、町の損失だから、これは。1,500万円、すごい数字。1,500万円あれば、ひどい数字なのです。だから、こういうことを積み重ねてやらないと非常に大変なので、今後はこういうことについては、やはり目を輝かせて、正直な話トンボの目玉でいいから、あちこち、あちこち見て、どこが安いのだ。安かったら安いで飛びつけばいいのだから。

これが参考までに、これは藤岡市。値段を言うと、藤岡市の新井市長に怒られるから言わないのだけれども、これも安いです、正直な話。ですから、役場の人も一生懸命になって、こんなもので、たかがごみ袋、されどごみ袋。ですから、その辺をよく考えて、よく日常のあれでやはり格差が、さっきの話ではないけれども、1バーレル石油が下がれば、これも下がると。塩化プロペリンとかなんとかとよくわからないのだけれども、そんな材質ですから、やはり原油。まして、今度はこれだけの円高になりましたから、ちょうど今交渉するのにはいい機会です。ぜひやって、伊勢崎市と2円ぐらいの差にしてください。二、三円の差。大体伊勢崎市の数字の16%ぐらいが玉村町らしいのです。ですから、その比率でいけば、そのぐらいまで落としても、メーカーは何も言いません。あとはそこで企業努力というやつなのです、民間では。企業努力しろと。ところが、役場には役場努力がないので

す。ですから、今後は役場努力もしていただくということで、ひとつできればよいと思うのですが。以上で私のあれは終わりますけれども、最後に役場のほうの担当の方からひとつご意見伺います。議長（宇津木治宣君） 重田生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 重田正典君発言〕

生活環境安全課長（重田正典君） ごみの袋の値段の話でございますが、以前町長の答弁にもございましたが、伊勢崎・佐波広域で同じものをつくっていたということで、その当時は同じだったということでございます。その後、広域が解散しまして、伊勢崎市は伊勢崎市、玉村町は玉村町の独自の袋、形態は伊勢崎広域のときのものを引き継いでそのまま来ているわけでございますが、各自の町なり市で発注しているわけでございます。そのときに、業者にさんざん交渉はしております。ただ、やっぱり発注のロットの問題で、どうにもその部分の多少の差は発生してしまうということで、若干しようがないのかなと。1枚1円ちょっと程度違いが出ていたと覚えております。

それと、現在の格差なのですけれども、先ほど町長からの答弁もございましたが、玉村町で20年8月に見積もり合わせを実施して、伊勢崎市ではことしになって見積もり合わせを発注したと。原油が大分下がっていると。玉村町は燃えないごみの袋のほうが、燃えるごみよりも実際高く販売されていると思います。伊勢崎市については、燃えるごみの袋よりも燃えないごみの袋のほうが安く販売されていると。この影響というのは、原油高のナフサの関係が非常に多いのではないかと考えております。

各市町村の比較をちょっと見てみたのですけれども、やっぱり大きい市に比べて、人口の少ない町村については、ごみの袋については若干高目になっているということでございまして、このところで調べてある価格でございますが、笠原さん申し上げた藤岡市でございますが、ごみの袋の大、1枚について10.7円です。下仁田町などになりますと25円と、価格差は非常にあります。でも、玉村町としても、今後の見積もり合わせの段階で、状況としてこういう状況は打開しなければならないということで、業者とも協議して詰めていきたいと思っておりますので、よろしくご了解願いたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） よくわかりましたので、その気持ちで今後やはりいろんなところと、折衝は何回やっても構わないのです、本当に。ですから、ちょっと、あのやろう全くしつこいなというぐらいに業者とは折衝してください。ぜひそのようにやっていただければ結構だと思いますので、以上で1分27秒残りで終わります。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

---

午後 2 時 3 4 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、2 番石内國雄議員の発言を許します。

〔 2 番 石内國雄君登壇 〕

2 番（石内國雄君） 傍聴の皆様、大変ご苦労さまでございます。初当選いたしました議席番号 2 番の石内國雄でございます。通告に従いまして質問いたします。先ほどの笠原議員とは、勢いがちょっと違いますけれども、落ちついて話をさせていただきたいと思います。

まず、町の道路行政について質問いたしたいと思います。最近、町の中では散歩する人たちが玉村町に多くなりました。散歩は、健康づくり、そして人と人とのコミュニケーションを図ることができ、体も心も健康になっていくかと思えます。町じゅうを行き交う人が多くなれば、人と人との触れ合いがふえ、町の活気と防犯の行政にもつながると思えます。

ところで、散歩するためには、歩く、通行するスペースの確保と、そのスペースの安全が図られていなければならないと思います。また、特に未来を担う子供たちが利用する通学路の安全の確保は重要だと思います。町長は、安心、安全なまちづくりを目指しております。その安心、安全の観点から、町の道路行政について 3 点確認いたします。

道路には、交通の安全を図る目的で、車道と歩行者の通行の用に供し、または車道の効用を保つための路側帯、白い線ですけれども、それを標示する白線がありますが、この路側帯を区分する白線が消えている道路が非常に多い。また、かなり薄くなっていて、交通の安全が脅かされている道路が多くあると思います。そのような道路の現状把握、調査状況、その対策は行っているか、今どのようなことになっておりますか、質問いたします。

また、子供たちの通学路の安全は確保されているか、通学路に歩道等の確保がされているか、また通学路の危険な場所の把握、その対策がされているかについてお伺いいたします。

また、歩道の設置、歩行者用路側帯標準道路の計画はあるかどうか質問いたします。

また、次に町からの情報伝達についての質問でございます。今、町ではどうなっているか、町からは何も伝わってこないなどの住民からの話が多くありました。町では、町の広報とか「FM ななみ」などで伝達しておりますけれども、住民の皆様が知りたい多くは、例えばきょう非常に議題になっておりますけれども、新型インフルエンザで玉村町のどここの学校が学校閉鎖になったか、学級閉鎖になったのか、そのことが知りたい。また、今、どこどこで変質者が出た、空き巣があった、または猿が出ただけけれども、大丈夫か。今、そういう情報が即座に入れば、家庭で対処準備ができ対応ができる。そのような情報は、早くて確に知っておきたいと望んでおります。

昨今のインフルエンザなどの情報が入れば、家庭では手洗いしよう、気をつけようなど対処ができ

ることになります。今、玉村町がどうなっている、きょう、どこで何があった、住民の知ってほしい情報の早い伝達が望まれています。

情報が一番早く伝達されるのは、音であります。まずは、広報車などで行う音による言葉での伝達、これが一番効果があると思います。町の広報車などでの町からの早い伝達の実態について質問いたします。

以上で第1の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、当町の道路行政についてでございます。交通の安全を図る目的で、車道と歩行者の通行のための路側帯についてですが、白線が消えかけたり薄くなったりする箇所は、時々見受けられます。道路改良工事に伴って消えた場所は、当然のことながら復旧していますが、職員や地元区長さんからの指摘等に対応は行っております。また、効率よく対応するため、町内全域をまとめて発注しておりますので、これが年に2回から3回をまとめて発注しておりますので、その間に非常に白線が薄い状態になったり何かということで見つかる場所もあると思いますけれども、今後はなるべく薄くならないようにいい白線をしてもらうということで、努力をしていきたいと思っております。

また、そのような箇所につきましては、区長さんから今までよく来るのですが、議員の皆様方におかれましては、気がつきましたら、担当課のほうにお話をいただければと思います。

2番目の通学路の安全確保についてですが、地元区長さん等から要望を受けることが多くあります。町としましては、可能な限り通学路を優先的に整備をしていく考えでおります。通学路がすべて安全な道になるように努力していきたいと考えておりますが、そのためには通学路の安全対策を、今後とも十分な安全対策を立てる対応をしていきたいと考えております。

3番目に、歩道の設置、歩行者用路側帯標示道路の計画につきましては、現在補助事業で整備を行っている齊田 上之手線、上飯島交差点以南の町道217号線、国道354号線から玉村高校入り口の町道106号線等は、歩道と車道の整備が行われておりますが、新規のこのような道路については、歩道を整備しています。しかし、今までの道路については、非常に歩道が狭かったり歩道がない道路が、玉村町は見受けられますので、今後はそのような形のところに歩道をつけていくというか、また歩道のスペースがないところも結構ありますので、その辺はやむを得ず路側帯に白線を引いて、歩道をつくるというような状況でございます。

町としましては、今後町内にサイクリング道路の町内路線をつくっていきまして、どこからでもサイクリングができる、またそれは散歩ができるという、そういう道路をつくっていく予定でございます。特に、来年度におきましては、道路の整備を重点的に行うと。大変区長さんからの話の中でも、道路が非常に傷んでいるということで、整備をしてほしいという要望がたくさんございますので、来

年度につきましては、この辺の対応を重点的に行うように、担当課と今検討しているところでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

続きまして、町からの情報伝達についてでございます。情報伝達については、広報車などで町で行っているわけでございますけれども、現在広報車を使って情報伝達を定期的に行っているのは、生活環境安全課が毎月1日と15日及び交通安全週間に行っております朝の交通安全広報でございます。また、日中は防犯パトロール隊が、平日防犯の広報を行っております。その他につきましては、水道管が破裂したとか、こういう事故が突発したときは、その周辺区域にも広報車を出して住民に周知をしております。

このような広報車の使用方法であります。また町が直接行っているものではありませんが、春、秋の火災予防週間、歳末の特別警戒のときには、消防署、消防団、女性防火クラブが、また異常乾燥注意報等が発令したときなどは、消防署が火災予防広報を行っております。これも広報車を使って行っております。

広報車を使用しての情報伝達ではありませんが、町内すべての小中学校に子ども安心連絡網のシステムが導入されております。これは保護者の皆さんが、固定電話や携帯電話、携帯メール、パソコンメール、ファクスなど、都合に合わせて自由に登録していただき、学校単位、クラス単位で連絡することができるほか、教育委員会から一斉に情報が配信できる。例えば、今言われたとおり新型インフルエンザで学級閉鎖になったとき、または不審者に関する情報、どこどこに不審者があらわれたというときには、学校単位の連絡方法をしております。また、台風など登下校の変更等緊急の情報につきましては、この子ども安心連絡網により、保護者の皆さんに情報を伝えているのが現状でございます。それ以外の情報につきましては、「広報たまむら」、ホームページ、「FMななみ」を利用し、町民の皆様にお伝えしているのが現状でございます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） これより、自席から引き継いで質問いたします。

今、町長のほうの答弁で、優先的に整備していきたい、または路側帯の関係、それから通学路の関係についても、今後重点的にやっていきたい。また、歩道の設置についてもつけていくような方向で、特に新しい道路からというような形で、あと幅等の関係で、路側帯をつけたり歩道をつけたりというような対応をしていきたいというようなお話がありまして、非常にありがたく思っておりますが、実は通学路という関係でいったりとか、路側帯でいったりしたときに、区長さんから大体要望が来るといった形なのですが、今私がちょっと感じているのは、町の行政が待ちの状態かなと。字が違いますけれども、待っている状態ということです。積極的に自分たちの目で、耳で、危険な場所とかそういうところの把握をやっておられるのかなということが、まず一つ気にかかっております。

それで、例えば路側帯の消えているところも多少というか、そんなにあるというような認識ではないようだったのですが、きょうお配りした、手元にあるかと思うのですが、両面になっておるのですが、私、まだ町内全部見ていませんが、例えば裏のほうの中央小学校、南中学校通学路というやつ、裏のほうですけども、こちらのほうを見ますと、町道214号線とか103号線、それから318号線、このようなところ、または玉村南中学校から南北に延びる道、このところのぱっと見たところだけでも、路側帯が全然なかったりほとんど消えている。ここをざっと見ただけです。

実際に、私、例えば玉村の町なかを車で走ったりなんかしてみますと、ここだけではないです。いろんなあらゆるところで、あらゆる地域で、路側帯のない道路がたくさんあるということでしょうか。本当にたくさんあると思いました。私も、例えば住民の方からのお話を聞いたときに、最近散歩する人がふえているということで、その辺のことで話聞いてみて、歩いている人の目線から見たときに、歩く場所がないのだということなのです、一般道路で。車道、車が走るだけであって、人が歩くような対応がとられていない。安全ということで考えたときには、非常に危険なのではないかと思われま。そういう面でいけば、町全体の把握をされているかということについて、区長さん等の要望を聞いているだけでは足りないのではないかと。しっかりと町で対応していくべきではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 石内議員さんの指摘のとおりでございます。もともと玉村町の道路というのは、人が歩いていた道路なのです。そこが今度は車道になってしまったわけです。そういうのに、人が歩いていた農道に舗装されて、その舗装された道が完全に車道になってしまったというのが、ほとんどの今、幹線から入った道の状態でございます。ですから、そういうところに対して歩道がないというのは、本当に今の町の状況としては、そのとおりでございます。

そのために、先ほど申しましたサイクリング道路を町内を張りめぐらして、歩道として散歩道をつくらうということで町はやっているわけでございますけれども、大変道が狭くて、これをどうするのだというのは、前々からいろんな議員さんにも指摘をされております。そういうのを、少しずつでも改善していかなくてはいけないのですけれども、確かに待ちの姿勢、区長さんから話が来たから、そこを直すというのも現実な問題でございます。

私も町を走る場合は、なるべく日曜日などは自転車や歩いて、道のおかしなところというのは担当課のほうに、あそこは直したほうがいいのではということで話しているのですけれども、そういう中で、もう一つ、区長さんが非常に自分の区の中を一生懸命改善しようと思って、努力をしてくれているというのが現実でございます、そのために大変区長さんの提言は的確でございます。そういうものを我々も重要視しながら、道路の補修をしているというのが現実でございますので、今、石内議員さんが言ったとおり、待ちではだめだと。もっと積極的に町が直すべきではないかというのは、これ

は当たり前の話で、その辺は真摯に受け止めていきたいと思います。

今後、来年度については、そういうことで担当課と話しまして、道路の補修についてちょうど今玉村町の道路が、舗装をいろいろしたのですけれども、それが壊れてきた時期かなと。多分20年から25年ぐらいたって、舗装が大変壊れてきた。非常に玉村の町は車が走ります。大変ほかの町内と違って玉村の町内は車が走りますので、本当に田んぼ道も幹線もないくらい車が走りますので、道も傷みます。そういう面で、来年度少し予算をその辺にまとめて、道路を直そうではないかということで、今検討しているのが現実でございます。

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 町のほうがこれから取り組んでいただけるということで、非常にありがたいと思います。やっぱり歩くと、初めて気がついたというのが正直なところだったのです。私も車で町の中を回っていると、車ですいすい行ってしまうものですから、そんなに違和感がなくて、交通量が激しいかなぐらいのことで、あとはすいすい行けたので感じていなかったのですが、健康のために散歩を始めたり、人と話す機会があったりなんかしたときには、本当に歩くところがなかったのだなというふうに思いました。そのことは、これから町のほうの総合トータルプランとかという形で、第5次の分もあるかと思いますが、いわゆるまちづくりをしたときの計画に、道路のあり方というものも非常に重要な観点ではないかと思っております。そういう意味では、その分をぜひ取り入れていただきたいと思います。

また、もう一度、今度通学路の関係でちょっと確認をさせていただいて、また質問をつなげていきたいと思うのですが、お配りした中の中央小学校、南中学校通学路というような表題をかけて、ここはそれぞれの一部なのですが、それぞれの通学路の線を赤い線と紫の中学との線を入れてありまして、AとBのところをマルで囲んでありまして、それぞれちょっと写真を載せております。ここのAのところというのは、国道354号線を通り切るように県道の40号線が突き当たって、その後町道217号線が南に延びているという形ですが、きょうの午前中の説明等にもありましたように、上飯島の交差点から軍配橋、そこまでの工事については、雨水工事に合わせて工事をされていまして、また3年計画で舗装もされて、歩道もつくような計画はあるというふうに承っております。

そこで、新しく工事をするとき、実はこのマルAのところでは地元の方が、通学路になっているのだけれども、交差点もないし信号もないし、ボランティアの方が手振りで生徒を渡したりなんかするときに、車の交通量が激し過ぎて、車の運転手さんからどなられたりというような形で、交通量も非常に激しくて、ここを何とかしてほしいのだよなというような思いがあって、お話をいただいたこともあります。また、最近もちょっといただいたのですが。

そこで、ちょっとお話をお聞きしたいのですが、この道路の拡張をするに当たって、地元の方の通学路で子供たちが危険なのだよな、ここに信号があったらいいのになという形になりますと、警察だ

とかいろんな形のかかわりがあるかと思うのですが、例えば交通安全の形でいけば、交通安全の係がありますでしょうし、それから道路の形でいけば、道路建設の計画の関係があるかと思いますが、また通学路ということになれば、学校教育課もかかわってくるかもしれませんが、そのような方々、また地元の方々の意見を聞いたりしながら、そういう情報をリサーチして、新しく道路をつくるときに計画をしておるかどうか、確認をお願いします。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 私の担当の場所の話になるわけですがけれども、この部分のAの写真のところに見えている歩道があります。これは平成14年ごろにつくったかと思います。その上のこの部分を広げていった理由なのですけれども、玉村大橋が平成13年12月に開通しました。その北から流れてくる車が上飯島の十字路、354との交差点、そこまで車がどんどん来る。そのままその延長線で南へ行ってしまいうから、本来であれば、この路線は県道の予定地ですから、県がすべきところなのですけれども、町ではその当時財源的なことはないので、緊急的な措置として、子供たちが中央小、また南幼稚園、そちらの送迎等、登下校等に利便性を図るということで、歩道の工事をさせていただいていたいました。

その後、ことしになる間に、特にこの事業を県にかわって町のほうで、緊急性を要するというところで工事を着手してきております。この間の飯島の写真の引き出し線のところの交差点の地元との協議については、私のほうでは把握しておりませんので、申しわけございませんけれども。なお、この道路を24年までにきちんと仕上げたいという考えではあります。

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 玉村大橋に合わせて工事が行われて歩道もできたということで、今私のほうで思っておりますのは、せっかく新しく道路を開設するに当たって、道路ができてよかったね、本当によかったよね、町の人たちはいろんなことを気を使ってきているよねというのが大事なのかなと思うのです。

今、この話を出したのは、実はこういうことなのです。いろんな形で歩道だとかそういうのを要望したいと思ったのだけれども、工事が始まるということになって、あと3年ぐらいにはでき上がる。では、こここのところは信号はつくのか、歩道はどういうふうになるのかというようなことを、話す機会がなかった。また、聞きもされなかったという話になってしまうのかなということなのです。ですから、例えば通学路とかそういうふうにかかわっているところの道路の工事を、せっかくお金をかけてやるわけですので、町民の方の要望をできる限り入れてあげたり、または例えば警察と協議しなければならないこともあれば、要望してあげたり、そういう町の積極的な行政が問われるのではないかなということなのです。



道ができて、広くなって便がよくなる、これは非常にすばらしいことで、努力されているのだと思います。今のこのAの場所の地点のお話ですと、たしか歩道のほうは軍配橋に向けてつくられる予定でもありますし、それから横断歩道も軍配橋から交差点のところは、南北には歩道はつく予定だというふうに聞いております。ところが、右側にもヤマハがあるのですが、そこから人が結構行って、あそこを横断するのです。地元の方は、そこを横断歩道欲しいなというふうに思っているらしいのですが、その横断する歩道は、要するに東西に横断する歩道はまだ計画はされていないようで、南北だけだということにちょっと聞いておるのですが、どうでしょうか。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後3時1分休憩

---

午後3時2分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） では、かわりましてB地点の話をちょっとさせていただきます。

B地点のことで、まず建設課長さんに教えていただきたいのですが、南幼稚園のあるところの道路は、歩道がきれいにできていると思うのですが、その工事はいつ終わりましたですか。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 軍配橋を渡ってから南の部分でいいわけですかね。

〔「はい、そうです」の声あり〕

都市建設課長（横堀徳寿君） その部分も平成15年に仕上げたと思います。私、担当していたときで、滝川にかかっている橋が15年度に発注をしまして、15年5月とか4月に年度繰り越しで完成をして、子供たちが軍配橋、現状の中を渡るのではなく、子供たち専用の自転車と歩行、それで学校に行けるようにということでセッティングをしたと思います。

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 15年ですから、5年前に歩道はできておると。ここの地図を見ていただくと、現場へ行っていただいて、また写真を見ていただくとわかるのですが、いわゆる人家のないところに歩道がつくってあって、人家があって子供たちが通るところは、排水路があってフェンスがしてあって、通学路なのですが、してあります。Bのところの写真を見ていただきますと、フェンスがあ

ります。ここは排水路です。その排水路から向かったところが、歩道があるわけです。下のところには、ここに車が通ってくるわけです。ここを子どもたちは通学してくるということです。

ここは、今のところ通学路としては中央小学校なのですが、いずれこの子供たちは南中学校に行きますので、そうすると結局やっぱりここを通過して、中学校に行くという形になるわけなのですが、区のほうからも要望等も来ておるかと思うのですが、ここの方々はある面で行くと、目の前まで排水路を要するにやっていて、自分のところの身近な子供たちとかこれから関係するところのは安全が図られていないというので、非常に不安がっているというような感じなのです。

この辺のところは、なぜここで、予算の関係がどうかかわからないですが、多分予算の関係だと思えますが、ここで歩道がとまっていて、この先の全部とは言いませんけれども、ある程度人たち、子供たちが通るところまでは、お金かかるかと思いますが、排水路にふたをした歩道がつくられないのかという面について、ちょっとお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） ここばかりでなくて、先ほど町長も答弁しました道路の話とも関連させて、少し歴史を語らせていただきたいと思えます。

玉村町が農道舗装が一般的になる前までは、人口が少なかったときに土地改良が始まっています。昭和30年代に川井のほうから始まって、高崎、八幡原、そちらのほうへ行って、その後に中部土地改良区ということで、354から北と両崎県道利根川沿いのところできています。それと同時ごろに、今度は上陽地区が土地改良が始まって、五料、飯倉が昭和62年に終わったかと思えます。その間に、どんな目的だということになれば、耕地しやすい。耕地しやすいために、碁盤の目のような道路ができました。

その後、大きな集落と集落を結ぶ道路等は、地区と地区、例えば私は宇貫に住んでいますが、宇貫と4丁目というところは最初に舗装になっています。ですけれども、それからわきの道路は、舗装が当然してありません。ですけれども、時代とともに軽トラ等の普及、がたがたの荷物を積むそういうものから移ってきたときに、荷物を傷めないようにという話の中から、農家の方が代表で借金をしていただいて、町が利子補給をするというような形で、農林省のお金を安く借りて舗装してきたというのが実情です。

ですから、そこを人が歩くという目的ではないわけで、耕作するために歩いていく人もいますけれども、散歩するという、今の時代のような優雅な生活をする時代ではなかったということです。そのときですから、白線を引くなんという基準はありませんでした、当然ながら。ですから、そのものが町道の中にいっぱいあってしかるべきだと思います。その時代を越えてきて、車がふえてきて穴があいてきたというような状態の中です。

それと、今ご指摘のこの場所のフェンスがなぜここだけしてあって、北側だけ歩道かという、そこ

にもかかわってくるわけですが、土地改良されたところの農業用排水路、1メートル前後大きなものがあっても、町内にはどこにもフェンス等防護さくはしてありませんでした。ですけれども、このような状況の中で時代が変わる中において、子供たちの歩く場所を多少は確保すればいいのではないかとということで、町内の危ない箇所から優先的に用水路のわき、大きな排水路のわきにはフェンスをしましょうということになってきました。そのフェンスも、金がないときには、本当に青い公園なんかにしてあるフェンスでした。ですけれども、ある程度財政力の町にあったときには、きちんとした、わきに車が通って飛び込まないようにということで、ガードレール、車道へはきちんとしたものをセッティングしてきています。ですから、そういうものがまだまだ町内には、皆さん、そしてまた区長さんから要望等が上がってくるわけですが、そのところまでまだ追いついていないというのが現状です。

この地区についても、この部分については、集落のところにつきましては、青いフェンスが前にあったかと思います。その後、このような白いパイプのガードレール的なものになったというふうに記憶がありますけれども、この南中へ通ったりする子供たちは、354から南の子供たちが来るわけです。そうすると、東西に動いていくわけです。ですから、この集落のところ、縦にこの線のとおりに通るというようなことでなく、東西の田んぼを通過して、横切って南中の前のほうから入る南門ですか、そちらのほうへ集まっていくということになります。

それで、またこの部分の北をやっているときにも、地域からは、このところまでやってくださいというような要望等は、私のほうには届いていなかったと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 中学校への通学については、上茂木、下茂木ですか、こちらの右の集落の方は今言ったように、東西に行くかと思いますが、実際ここには数軒あります。ここのうちの子は、やっぱり前の道へ出ないと通れないので、通学路にはせざるを得ないですけれども、それはあれです。

それから、いわゆる玉村町の道路行政のまちづくりという意味では、農道から舗装をして、それから車が通るのが優先、時代の反映ということで、そのとおりだと思います。時代の反映ということでとらえれば、今、時代がまた変わってきているということで、冒頭お話ししましたように、路側帯だとかそういうものをつけていく方向でなければならぬかなと思います。

町長の答弁のほうでも、路側帯とかそういうものを優先してつけていきたいということですので、ぜひ工事が新しく始まったときに、なぜか目の前までは終わっているけれども、ここのところの配慮がないというところが、結構やっぱりあるのだと思います。なぜここのところでとまってしまうのという、またなぜここのところは片方だけしか歩道をつけないで、片方は歩道をつけないのとか、そういうものが具体的なものが多いかと思います。それは、せっかく町の行政のほうが一生涯懸命考えて、

例えば警察とも協議したりなんかして歩道等をつけているにもかかわらず、結果的には地元の住民の声を聞くのを、ちょっと低かったかなとか薄かったかなという感じなのだと思うのです。ちょっとそれも耳を傾けて、それが考慮できれば、そういうところは解決できたのかなということが思いますので、いろんな形でこれから検討していただきたいと思います。

また、こういうところを抱えているところというのは、やっぱり道路ができ上がってくると、今度うちはいつごろかねというのが、やっぱりどうしても気になるみたいです。そういう面では、住民の方に十分説明してあげたり、それが30年も40年も先というにあきれてしまいますけれども、いろいろ町の中を全部やらなければいけないので、来年はできませんよとか、今月いっぱいというのは無理ですよとか、そういう話は全然理解してもらえるのだと思うのです。そういう面では、説明も誠意ある小まめな説明が必要かと思えます。それが、町の信頼を高めるのではないかと思います。

それで、次に広宣車、広報の関係のことなのですが、いわゆる広報の関係で例えばインフルエンザとかそういう形のときに、よく広報が行き届いて聞いている方は、子供が学校に通っている方だったのです。学校の広報とか学校のやつでやっていますから、子供がおられる家庭はよく、今度そうだったと、うちの学校はそうだったとなるのです。うちの場合は、たまたま子供が育ち上がってしまったものですから、小学校、中学校、高校にも行っていなくて、そういう情報が入ってこないということです。社会に出て、いろんなところで人と交流をしますので、インフルエンザというものはかかる可能性はあるわけです。そういうところに、例えば町の中のインフルエンザが今こういう形になっているから、皆さん、手を洗ってください、うがいをしてくださいというのを広報する必要、丁寧な伝達が必要ではないかと思うわけです。

こういう話を聞きました。広報が音を立ててうるさいという人もいますけれども、広報が音を立ててばあっと回ってくると、例えばお年寄りの方の場合は、聞き取れない方も多いかもかもしれません。でも、聞き取れなくても、「何かきょう、町が回ったんよ」という話が家庭の中で出るのです。そうしますと、「何か風邪がはやっているんだってよ」、「何かインフルエンザだってよ」と、こういう話になって、「ああ、気をつけなきゃいけないね」という話になるわけです。そこで、その家庭のインフルエンザの予防が図れるという形になるわけです。

子供たちがいるところは、そういう広報等見れば、早く対処できる。だけれども、そういうかわりのないところの住民というのは、かなり町の中には多いと思います。そういう町の住民の方は、自分で例えばインターネットとか、そういうので見なければわからないということです。それも、やはり町がこれは緊急性がある、これは大変だなという思いがあれば、一刻も早く住民の方に知らせる方法を考えて行すべきではないかと思えます。そういう面では、広宣車というのは非常に役に立つのかなということで、この質問に上げさせていただいたのです。

また、猿が出たというのは、うちのそばでも猿が出たのですが、実は猿が出たということで町のほうに問い合わせしましたら、そこでは親切な対応がありまして、猿が出た、それは危ないですから、

まずは戸締めをしてください。猿がいつ入ってきて乱暴するかわからないから、まず戸締めをしてくださいという形で対応してくれたのです。その後、広宣車が、猿が出ましたというので、気をつけてくださいというので回ってきました。そうかというので、緊張してずっといるわけです。

問題は、その後なのです。猿がいなくなりましたとか、猿が今度向こうのほうに行きましたというのはなかったのです。これはずっと緊張しっ放しで、戸締めをずっとしていたという。もういないよねと、こういう話なのですが、ちょっとした気の細かさだと思うのですが、やっぱり必要なときに必要なもの、また何か緊張が解けるようなときには解くようなもの、そういうものを細かい配慮をした広宣車の活用が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） インフルエンザについては、区長さんを通して、各戸にインフルエンザ対策については2回配布いたしまして、大変これはタイミングよく配布しましたので、非常に喜ばれたというのが現実でございます。その後の学級閉鎖については、各戸にというわけにいきませんでしたので、子供のいるうちが主体でわかっていたというのは現実でございますので、本来ならば、私がきのう申し上げたように、小学校は何人中の何人は今インフルエンザになったというような広報も必要かと思えます。全戸に必要と思うものについては、区長さんを通して、全戸配布のチラシを配るようにしたいと思えます。

先ほど、もっと小まめにということは、もちろんそうでございますし、水道管の破裂なんかも広報車出すのですけれども、結構行っていますと、昼間いないのです。夜帰ってきて、水道あけたら赤い水が出てきたというので、何だこれはというので、電話がばんばん、ばんばんかかってくるのです。大変玉村町はサラリーマンが多いわけでございますので、その辺の広報というのを、どういうふうに周知したらいいのかなというのは考えております。そんなことから、今石内議員の申しましたような住民の皆さんに情報を共有するということで、情報というのは大変大事でございますので、できるだけ我々が持っている情報も、住民の皆さんに共有できるように広報していくということは、今後いろんな面で検討しながら広めていきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ぜひよろしく願いいたします。

今、きょう私が質問した広報の関係とか、特に道路の関係については、細かいようなお話でしたけれども、現実にはこれからの玉村町のまちづくりを考えたときに、町の様相が想像できてくるという形につながるかと思えます。例えば、歩道が多い、道路がいっぱい町の中にある、自転車が走れる道がいっぱい町の中にある、人が常に行き交っている、そういうまちづくり。

それから、特に私が頭の中で描くのは、車が通る町というのは、お互いにスピード速いものですか

ら、気がついてブツとやれるかやれないかの差で、あいさつもできない。ところが、自転車で人が行き交う、歩いて人が行き交うと、あいさつもあったり、気候のあいさつがあったり、元気だねとかというようなこともあって、いわゆる町の安全、防犯ということを考えたときには、非常に有効かと思うのです。また、そういう町は明るい町かなという感じで思います。そういう意味で、玉村町のまちづくりを考えると、歩道とか自転車道とかそういうものを多く確保した道路、また今の現状の道路も、人から車にかわったのをまた人にかえるような政策をしながら、予算の範囲内でありませけれども、計画を立てながらまちづくりをぜひしていければと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町のにぎやかさというのは、人が行き交うということで、人と人が歩いて暮らせる範囲でまちづくりをしていければ、非常にすばらしいまちづくりができると思います。今、石内議員さんが申したとおり、人と人のつながり、これは道路によっても大変それができるということとございますので、今後の新設道路については、まずは人が、人間がどういうふうに道路を利用できるか。車が利用できるかではなくて、やはり人がどういうふうにその道路に対して利用できるかということ、まず先に考えた中で道路をつくっていくという、そういう形で今回も箱石から、旧354から東毛広幹道までの道路をつくるわけでございますけれども、そういうような形で道路づくりをしていくということで、今後は進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をさせていただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

人の行き交う町ということで、話が逸脱するかもしれませんが、ちょっとお話ししますけれども、例えば町の発展とか町の活性という観点でいったときに、道路では人があふれる。例えば、商店とかそういうのもそうだと思うのです。今、いろんなことで経済が盛り上がっているところは、例えば地方でもブティックとかそういうのがあって、人が歩いて買い物がずっとできてそこが成り立つ。大きなショッピングとかそういうのではなくても。人が歩いて行動ができる場所とか施設とか、それにアクセスできる道とか道路とか、こういうものを総合的に考えていけばよろしいのかと思います。

そういう面では、今度の東毛の広幹道の道もできますし、第5次のマスタープランもこれから検討していくわけですが、そういう意味で、きょうの午前中にもお話がありましたけれども、産業館ですか、その辺のところもすべて人が動くという関連からとらえ直したところで、いろんなこれからの検討をしていくべきではないかと私は思っておりますが、その旨を踏まえて、これからの町の行政をしっかりとお願いしたいと思ひまして、私のほうの質問を終わらせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 217号線のこの道路につきましては、平成18年6月に警察との協議が終えております。その警察との協議の中で、217号線に対しての歩道は、もちろん354号線との交差点にはもちろんつきますけれども、それから南については横断歩道等は、滝川のところまでには横断歩道の許可がおりておりません。というのは、大きな道路になって仕上がりれば、両わきに歩道ができますから、南下して行って橋を渡って、それから先のとくに横断歩道を学校のそばだからということで、1カ所つくればいいのではないかということだと思います。そのような形となっております。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。3時45分に再開いたします。

午後3時24分休憩

---

午後3時45分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、15番三友美恵子議員の発言を許します。

〔15番 三友美恵子君登壇〕

15番（三友美恵子君） 早朝より、傍聴の皆様、本日最後の質問となりました。もう少しおつき合い願います。議席番号15番三友美恵子でございます。

去る11月18日、上毛新聞に全国町村会の意見広告が載りました。「日本人よ、故郷をなくしてどこへ行くのですか」というタイトルです。内容としては、私たち日本人は、古代から自然との共生を大切にし、自然をさまざまな形で神として敬い、祭りをを行い、風俗を継承し、共同体をつくり、その中で豊かな感性、繊細な美意識、優しいもてなしの心をはぐくんできました。農村や山村、漁村、それはまさしく日本の原風景、日本人の心の原点なのです。農山漁村は、自然の豊かな恵みを受け、無数の命をはぐくみ、美しい故郷の山河を必死に守り続けています。

このかけがえのないふるさとが、今、危機に直面しています。平成の合併で2,600ほどあった町村が、今1,000弱にまで減少いたしました。歴史の中で愛された町村名も消えました。効率だけを追求し、市場主義に偏った制度改革で突き進んだら、もう後戻りはできません。今こそ、農山村の持っているかけがえのない価値を改めて認識し、後世に引き継いでいかなければならないというものでした。私もそのとおりであると思います。改めてこのことを認識し、ふるさとを守るため、この4年間、町民の皆様とともに頑張ってまいります。

それでは、通告に従い質問してまいります。

1番、行政ゾーン形成と勤労者センター存続の方向性をと。平成18年12月定例議会、議案第

77号 玉村町公民館設置条例の一部改正、議案第78号 玉村町中央公民館使用条例の廃止についての提案説明の中で町長は、役場庁舎と隣接するJAたまむら支所用地を、行政ゾーンとして一体的に活用したいという観点から、公民館、勤労者センター敷地とJAたまむら支所敷地の西側一部を交換し、交換で得た敷地には保健、公民館及び勤労者センターの機能を備えた新たな公共施設を、将来的に建設したいと考えていると説明されました。

この議案審議の中で、勤労者センターを残すべきであるという私の質問に対し、町長は、残せるものは残す努力をすると皆さんに約束しますと答弁しています。また、ほかの議員の質問にも、残すことで頑張っていくと答弁しています。しかし、JAとの協定では、平成23年度までに建物を壊し、用地をJAに明け渡すことになっています。平成18年12月から平成21年12月、きょうまでの3年間、どのような努力をしてきたのか。また、今後についてどのように考えているのか、お聞かせください。

行政ゾーン基盤形成についても、ほかの議員の質問に、3年以内ぐらいに、JAが今のたまむら支所を明け渡す可能性が十分に出てくる。そのときは、この場所を確保することが必要であり、そのための財政運営をしていくと答弁されています。今後、第5次総合計画策定時には、行政ゾーンについてはどのようにしていこうと考えているのか、お聞かせください。

2番、今後のまちづくり交付金事業の継続を求む。板井地区のまちづくり交付金事業の進捗状況と、この事業の住民周知についてどのような対応をとっているのか、お伺いいたします。

また、政権が自民党から民主党にかわり、大きく政策が転換されようとしています。11月12日、国の行政刷新会議の事業仕分け作業において、まちづくり関連事業の実施は各自治体の判断に任せるという結論が出たようです。まだ最終結論ではないのですが、今後町はどのようにこの事業に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

3番、入札制度の改革を求む。契約手続の透明性、公平性や競争性の確保という観点から、技術提案型競争入札、総合評価型競争入札など、新しい入札方式による契約締結が活発に導入されるようになっています。玉村町において行われている条件つき一般競争入札においては、玉村町のほとんどの業者が、入札には入れないのが現状です。このような経済不況の中、町の業者により多く仕事が行くためには、Aクラスの業者と町の業者のJVの方式をとることが、町の業者の育成と不況対策にもなると考えますが、お考えをお聞きいたします。

また、玉村町においては、予定価格の公表は行われていますが、最低制限価格の設定は行われていません。不当な低価格入札において、契約の完全な履行が保障されない場合は、当町が損害を受ける場合も生じると思います。最低制限価格の設定をするべきであると思いますが、お考えをお聞きいたします。

4番、住民主体の公園管理の体制を求む。玉村町の緑の基本計画を見ますと、都市公園は住区基幹公園11カ所と開発公園で28.4ヘクタール、公共施設緑地128.9ヘクタール、民間緑地合わ



せて174.4ヘクタールがあります。玉村町の緑に関する課題については、市街化調整区域に比べ市街化区域の公園が少ない。宅地開発された小規模な公園が多数あるが、十分な緑が確保されているとは言えない。開発公園の緑化など、住民の皆様の協力による緑の増加を図っていくことが重要であると書かれています。

現在、さまざまな種類の公園は成り立ちが異なり、管理もさまざまに行われています。緑の基本計画の中のアンケート調査によりますと、住民参加型の公園づくりや公園管理については、賛成の意向を示している人が多数を占めています。また、公園管理への参加意向は、参加してもいいという人が半数となっており、高い関心を示しているようですが、現実には忙しくてなかなか参加できないのが現状のようです。現在、住民による管理となっているところもあるようですが、いつも花壇の花を絶やさないようにするには、町から出ている管理費で苗を買っていたのでは、とても予算が間に合わないということです。今後も、町は公園を住民主体の管理にしていこうというのであれば、公園に植える苗を一括してつくる体制づくりは、経費節減という観点からも必要であると思いますが、お考えをお聞きいたします。

以上で第1の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 15番三友美恵子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、行政ゾーン形成と勤労者センター存続の方向性についてでございます。この問題の始まりは、平成12年3月21日付でJAと締結しました玉村町農村公園計画の合意確認書及び平成13年6月14日付JAたまむら支所用地の譲渡依頼からであると認識しております。これらの計画等が始まってから、既に10年が経過しようとしている懸案事項でございます。

農村公園計画につきましては、長年を経過する中で大きく変わってきておりまして、カントリーエレベーターは既に建設され、ご案内のとおり平成19年にはメモリアルホールが旧中央公民館跡地に建設をされていることから、計画の終了もしくは変更をどのようにしていくか、現在町とJAで検討しているところでございます。

さらに、行政ゾーン基盤形成問題では、JAにおいて、たまむら支所、しばね支所、じょうよう支所の統合問題を検討しているところでありまして、町としましては統合した支所を営農センター南側に建設していただき、たまむら支所用地、これは役場の東側でございます。たまむら支所用地を買収できるかどうかを、事務レベルで話し合っているところでございます。

このような中で、私としましては、勤労者センターはできる限り長く存続していきたいと常々考えておりまして、存続のお願いをJAの役員にはいたしております。また、書面でも申し込んでおります。また、JAが懸念している問題は、メモリアルホール駐車場を、勤労者センター敷地を含めてできる限り確保したいということでありまして、町としましても、行政ゾーン形成問題と並行して話

し合っているところでございます。

なお、この問題を第5次総合計画に盛り込むかどうかにつきましては、JAの考え方がまだ固まっておきませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、今後のまちづくり交付金事業の継続についてでございます。板井まちづくり交付金事業の進捗状況につきましては、本年度の4月、5月に県道アクセスルート及びメインルートを8地区のブロックに分けて、建物に関する工作物の調査業務の同意を得るための説明会を開催いたしました。結果、おおむねの同意が得られましたので、調査業務を行っている状況でございます。調査を終えた地権者から、順次交渉を行っていく予定でございます。

工事計画につきましては、古川ふれあいロードを、今年度上流へ約70メートル施工する予定でございます。この事業の住民周知については、平成17年度に計画説明会、平成19年度に勉強会、20年度にワークショップを開催し、地域の皆様方の考えを最大限反映させての実施に努めてまいりました。また、現在も町のホームページに掲載してあります。

1カ月前の11月ですが、地区の回覧板で住民参加を呼びかけ、公園整備の計画及び施設についての会議を開催いたしました。まちづくりの趣旨を理解していただき、地域の要望に沿った遊具等を設置することとしております。この公園については、今後も官民協働の公園として認識していただくために、地域の皆さんとの会議を開催し、この事業を進めていく予定でございます。

また、国の行政刷新会議の事業仕分けについてですが、現時点では国や県からの具体的な話は来ておりません。この問題については、非常に不透明でございますので、今後そのような話が来たならば、またその時点で検討していきたいと考えております。

続きまして、入札制度の改革についてでございます。現在、当町における入札方式として、設計金額が5,000万円以上の工事では、条件つき一般競争入札を採用しており、設計金額5,000万円未満の工事では、指名競争入札を採用し入札執行をしております。指名競争入札での業者選定に当たりましては、指名基準により、大規模工事や特殊な技術を要する工事以外は、町内に本店または支店がある業者の方を指名しております。

三友議員ご指摘のとおり、条件つき一般競争入札においては、町内業者のほとんどが入札に参加できていないのが現状であります。町内業者の受注の機会を確保し育成を図るためには、町内業者を含めたJV方式による条件つき一般競争入札、または予算の効率的な執行や工期等を勘案した分割発注の入札などの検討を行い、地元業者の活性化を図ることも必要であると考えております。今年度も1カ所分割をいたしまして、期間がちょっと長くなったのですがけれども、町内業者を入れての入札ということで1カ所行いました。しかし、大規模工事等の入札においては、現在の町内業者数では、適正な競争性を確保することができない場合も想定されますので、この問題については、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

次に、最低制限価格の設定についてですが、公共工事の品質の確保、ダンピング受注による手抜き

工事や下請へのしわ寄せ等を排除するために必要であると考えております。最低制限価格制度の採用につきましては、現在の厳しい経済情勢の中で、低価格による入札への対応として、現在庁内で検討を進めております。入札制度の改革につきましては、よりよい方策の検討を継続的に進めていくことが重要であり、入札、契約手続の透明性、競争性、公平性におきましても、より一層の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住民主体の公園管理の体制づくりについての質問でございます。玉村町では、緑豊かな住みよい都市環境を創出するために、平成6年より玉村町緑化愛護団体支援事業を開始し、公園等の公共空間で緑化活動を行う団体に、その活動を支援するために助成金を交付しております。今年度は8団体が活動を行っており、公園等の花壇の整備等を行っていただいております。各団体への助成金額の上限は6万円となっております。緑化を行っている花壇等の面積によっては、年2回の花、苗の購入による植えかえを行うと、助成金額では足りないところもあります。そのような話も来ております。

つきましては、今後は提案をいただいたような花苗の育苗を一括してつくる体制づくり、そしてそこから各団体に花苗を分けてやるというような、そのような体制づくりを考えて、種まきから育苗講習会の開催などが可能か、今JAや園芸農家との調整について、経費節減の観点からも検討をしていく予定でございます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） それでは、農協との交渉とありますが、現在しておりますということですが、具体的にどのようなことをどのようなふうに行っているか。今、町長の答弁を聞いていますと、農協次第というような感覚を受けます。そこら辺どうでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） あの勤労者センターの敷地そのものは、もう既にJAの所有でございますので、農協次第ということでございますけれども、建物は町のものでございます。そういう中で、議会の皆さんからもあの存続をということと言われておりますので、私もそれに沿ってJAの幹部との話の中では、そのような話をしておりまして、細かい事務レベルでの話し合いもありますので、経済産業課長のほうから細かい話をさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 事務レベルの細かい話ということでありまして、ことしの3月に議会のほうの全員協議会の中で案を示させていただきました。その案をもとに、3月にJAのほうの常務理事、その辺のところとあの案をもとに話し合いをしてきました。

要するに、簡単に言いますと、JAの今のたまむら支所の用地を、ぜひ町のほうに当初の計画どおり、公共用地拡大ということで欲しいということでもあります。その場合の3支所統合を、できる限り営農センターの南側に支所統合のほうをしていただきまして、町のほうに今のたまむら支所用地を譲っていただきたいということでありまして、そのときに一番問題になるのは、やはりメモリアルホールの駐車場問題を、JAのほうは非常に気にしております。そこを確保できるという要するに何といえますか、勤労者センターの底地につきましては、もう既にJAの土地でありますので、それはいずれかは確保できるということでもありますけれども、ほかに今使っておりますたまむら支所の駐車場用地のところ、どうしても問題になるというところでありまして、その辺を一番問題としているところでございます。

そして、5月になりまして、6月から新しいJAの理事さんのほうになりました。旧JAの理事さんと交代になりまして、新しい理事さんのほうになりまして、先ほどお話ししましたJAの常務理事は玉村町の方でしたが、おやめになりまして、新しい常務理事さんのほうも6月には誕生しております。その方とも6月になりまして、同じような話し合いを持っていきました。そのところ、そのときには新しい玉村町の理事さんもできたことだし、そちらの理事さんのほうの、要するにこの問題に対する意見の集約を、できる限り図っていただきたいのだということを言われておりまして、その辺の問題を同じ理解のもとに、玉村町の理事さんが同じ理解をしていただければ、その辺を全体の理事会のほうにかけて、その辺の決定を図りたいというような方向でありまして、その後8月になりまして、その3理事さんプラス各JAの支所長、しばね、たまむら、じょうようの支所長さんを集めまして、プラス、申しわけありません、こちらにもいらっしゃいます笠原議員さんがJAの監事をやっておりますので、も入っております。その方を含めて、町の考え方を説明をさせていただきました。

そこで、3理事さん、監事さん、支所長さんがよく話し合っていたいただきまして、意見集約をしていただきたいということございまして、今、その意見集約をしているところだということでございます。できましたら年内、遅くとも21年度、来年の3月までには、その辺の意見をまとめていただければありがたいという話を、今営農センターの所長、済みません、ただいまの支所長プラス営農センターの所長がおりましたので、営農センターの所長のほうに、今申し入れてあるというような状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番(三友美恵子君) 8月に3人プラス理事さんと支所長さんをお願いしたということですが、もうすぐで5カ月になります。早急に年内にでも結論を出していただかないと、23年、勤労者センターを壊すところにまでいってしまうのではないかと思うのです。今、調べてみましたら、勤労者センターの活用状況、ふえています。年々ふえています。19年度、3万844名、20年度、3万6,009名、21年度、まだ10月の時点の集計しか出ていませんが、2万4,905、ふるハー

トホールのほうですが、ふるハートホールは20年に8,297、21年度はまだ10月までで8,645という数字が出ています。このように町民が有効に利用しているところなくなってしまうということでは大変だと思うので、今年度中にでも結論を出すような方向には、町は動けないのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） その辺で、やはり各理事さんが一番問題になっておるのは、支所統合の問題だと思っております。支所統合をどこにするかというところから始まらないと、なかなかこの問題の意思統一といえますか、そちらができないのではないかと私は考えております。それが、やはり今まで、8月にお話ししたのですが、なかなかその辺がまとまってこないというところではないかなという気はしております。

いずれにしましても、先ほども三友議員さんからもお話にありました23年までには、引き渡すというような文書も交わしてありますので、その辺を踏まえてできる限り早く意見集約をしていただきたいというところで、申し込んであるところであります。

議長（宇津木治宣君） 15番三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） そうしますと、今のお話でいきますと、勤労者センターは23年に壊すという町の考え方でしょうか。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） それにつきましては、町長が先ほどからも申し上げておりますとおり、文書では23年までと言っているのですが、できる限り長く使わせてほしいという話もしております。その代がえ措置としましては、当然町がたまむら支所用地を取得した後でも、その支所用地をメモリアルホールの駐車場用地として使っていただくというようなこととお話を申し上げまして、交渉しているというところであります。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） できるだけ長くといいますが、これを壊すのに3,000万円、そして返還金が3,000万円ということで6,000万円のお金がかかるわけです。そこら辺はどうお考えでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 勤労者センターが非常に使い勝手がよいということで、大変人気があります。

非常にいつ行っても、町民の皆さんがあそこに集まっているというところでございますので、前も議会のほうからも話がありましたとおり、あれを存続させるということで申し込んでありますし、今後ともそのような形でＪＡとの交渉をしていく予定でございます。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔 15 番 三友美恵子君発言 〕

15 番（三友美恵子君） ぜひとも存続をさせていただきたいと思います。

それで、18年の2回の臨時会の際の公民館設置条例の一部改正と中央公民館の使用条例の廃止のときに、町長のおっしゃったことは、新しく壊すかわりに違うものをつくりますよと、健康公民館などをつくっていきますということが言われて、私たちはその約束のもとに条例案をのんだと思います。その後、21年3月、先ほど経済産業課長さんがおっしゃいましたが、総合福祉センター建設構想の検討についての報告書ということで、もともと敷地が長細いことはわかっていたのですが、敷地が長細いのでできませんというような結論に達しているのですが、お金がないというのもあるのですが、まだまだ公民館であったり保健センターの重要性というのもあると思うのです。これも新しく行政ゾーンをしっかりとつくっていただいて、そこら辺の検討をしていかなければいけないと思うのですが、第5次総合計画の中にそれを盛り込むことは、すごい大事なことだと思うのです。農協次第では、盛り込めないかもしれないというのでは、町の方向性としては違うと思うのですが、どうでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） これは、相手があることでございますので、農協次第という言葉になったのですけれども、町としては積極的に進めていきたいと思っておりますけれども、相手があることなので、相手の出方を見ると。

もう一つ、総合福祉センター構想、それについては町内で検討委員会をつくりまして、検討していただきました。その中で、需要が今の段階では余り見込めないのではないかとということで、総合福祉センターの建設については、進まなかったということでございます。

もう一つ、私が考えているのは、もしたまむら支所の跡地が買えるようになったとしたら、あそこに支所がございまして、建物がございまして、あの建物が大変建築物としては頑丈にできているということでございますので、あの建物を再利用するということが十分考えられると思います。そういう中で、新しい建物をつくらなくても、あの建物をリニューアルすることによって、十分活用ができるのではないかと。公民館活動を、住民の皆さんが集まって使える建物として使えるのではないかとというのが、今の考え方でございます。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔 15 番 三友美恵子君発言 〕

15番(三友美恵子君) 農協次第ということですが、この3年間も、町長は3年後には動くぞというようなことを言っています。その中では、3年間一生懸命、ぜひこうにしてくださいみたいな提言をしてきたと思うのですが、もうそろそろ玉村町も強気に出ていいのではないかと私は思うのですが、こうにしたいと、こういう方向で動いてくれないかというような、玉村町のこれから将来がかかっているわけです。農協次第で玉村町の将来が変わるのでは、それはちょっと違うのではないかとと思うのですが、もっとしっかりと交渉するような場所につけないでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 3年たちますから、そういうことは大変大事だと思っておりますし、この3年間に非常に経済情勢変わったということも、一つの原因ではないかと思っております。JAについても、先日JAの組合長といろいろ話したのですけれども、支所統合はJAも進んでおります。今年度は宮郷地区と境地区ですか、何か2カ所を支所統合したということで、玉村地区の支所統合についても、向こうもこれから進めるということでございます。ただ、基本的な考え方は、地元の組合員の皆さんの考え方を最優先するというのがJAの基本的な考え方でございますので、その辺について、JAのほうの結論を待っているというのが現状でございます。早くしろとは言いませんけれども、我々としても早いJAとしての結論を出していただくということが、次のステップにつながることでございますので、今後もその辺についてJAとの交渉をつなげていくと同時に、また経済産業課のほうでは、事務レベルでの話し合いを続けていくという予定でおります。

議長(宇津木治宣君) 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番(三友美恵子君) 玉村町の理事さんですから、町長はしっかり話をして、それをまとめていくような形で動いていってほしいと思います。早急にこれはまとめて、本当に今年度いっぱいまでまとめて、来年度には方向性が示せるような形にならないと、勤労者センターもどうなってしまうかわからないので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それから、先ほど言いました農協のところを使いたいということですが、あそこの建物をもし使うことになった場合は、ちゃんと使えるかどうかはもう一回検討したほうがいいと思います。いろいろあると思います。それでよろしくをお願いします。

次に、今後まちづくり交付金の事業の継続ということで、板井地区のまちづくり交付金事業というのは、板井地区というのは都市計画区域内で、都市計画税を集めています。その都市計画税の中で何かできないかということで、私は前提案をしましたが、板井地区では都市計画税を使った事業はできないと、そういうことだったので、まちづくり交付金事業ということになったと思うのですが、国の方針によってまちづくり交付金が使えなくなったからといって、板井の地区の道路の改修などが進まないというのは、ちょっと合点がいかないのですが、そこのところは課長さんお願いします。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 先ほど、町長が答弁しましたように、町の財政も心配しているところでもあります。しかしながら、4月に私担当になってから地元の説明会、地権者等の方に、じかにかかる沿線の方にお集まりをいただいて、反対等の方、賛成の方、約半々ぐらいですけれども、その方の協力、土地を削ってでも将来のためにというふうな気持ちを持っておりますので、お金はともかく、事業を町のほうで、このまちづくり事業が仕分けでなくなってしまったとしても、町のほうで、計画が多少延びるかもしれませんが、終えてやっていきたいということで財政のほうにも伝えてありますので、地権者の気持ちの変わらないうちに事業を終えたいと思っています。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 課長さんには心強い答弁をいただいたのですが、町長、もう一回そのところをはっきりとお願いします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 国のほうの方針が非常に不透明でございまして、できることならば、国からの補助をもらった中でやっていくのが、一番ベターかなと考えております。ただ、国のほうの、まだ国からも正式な答えが来ておりませんので、今の段階では何とも言えないということでご理解していただきたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 何とも言えないというお答えですと、都市計画税の中止を申し出てもいいのですが、都市計画税払いませんと。都市計画税というのは目的税です。なぜ都市計画税を払っているかという、都市計画税によって、その地域が整備されるということを目的として払っているわけです。玉村町は、都市計画税が今6億円積まれています。でも、市街化区域には余り使われておりません。今、北部公園のなすお金、そういうお金に使われているだけで、市街化区域の整備のためにお金が全然使われていないのです。本当はそれでやればいいのしょうけれども、今、ちょっと区画整理事業というのは持ち上がらないということで、まちづくり交付金の事業ということになったと思うのです。ぜひこの事業をしっかりと進めていっていただかないと困るのですけれども、もう一回しつこく。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） まちづくり交付金がこのまま継続するという前提で我々はおります。



議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔 15 番 三友美恵子君発言 〕

15 番（三友美恵子君） 続くという前提でということで、では続かなかった場合は中止するということでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 仮定の話というのは非常に難しいので、我々はまだそこまで考えていないし、今までどおりまちづくり交付金が継続するという、今のところはそういう考えでこの工事を進めているというのが現状でございます。ですから、その辺で了解していただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔 15 番 三友美恵子君発言 〕

15 番（三友美恵子君） ちょっとそこら辺では了解できないのですが、補助金が4割補助が3割補助になっても、この事業はまちづくり交付金がある限りは続けていただけるということで了解します。

それから、この周知、前の古川の負担のことで、いろいろワークショップなどをやって住民周知を図ったわけなのですが、まだ職員がワークショップになれていなかったというようなこともありまして、ちょっと不手際があったりしたのですが、先ほどほかの議員さんの質問の中にも、ワークショップなどを、町が職員に取り入れていくというような話がありましたが、もっとそこら辺を積極的に取り入れてもらって、住民周知というか住民の中でいろいろ考えてやっていくという。前回のときもワークショップの戻りがなかったのです。ワークショップをした後に、ワークショップでこんなことがありましたというのは周知があったのですが、その後町がどういう計画になりましたというような周知がなかったために、ちょっと混乱を生じたようなところがありました。

今回も、公園の回覧板を回してやりましたが、集まる人が大分少なかったです。少ないながらもみんな、その中でどんな公園がいいかということで話し合いました。その話し合ったことをもとに、これから多分設計をしてきてくださると思うのですが、そうしたらその中でまた住民に呼びかけると思うのですが、今度こそ住民にもっと参加していただいて、また大きな意見をいただきながら、しっかりとフィードバックをしながら、行ったり来たりの情報交換をしながらやっていってほしいと思うのですが、そこら辺ひとつ。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔 都市建設課長 横堀徳寿君発言 〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 三友さんの言うとおりでございます。7月に担当したときに、その辺のところでごたごたがあり、地域の方に回覧をさせていただきました。先ほど、町長の答弁にありましたように、公園、今度着手するわけで、集まっていた方は少なかったのです。ですけれど

も、その結果、先日いただいたのは、皆さんのアイデアを取り入れたものをレイアウトして、次回また持ってきますということで、その中でこんなようなことが前に決まりましたから、また皆さん区内へ回覧をしながら、その検討をまたしますからというようなことを出して、また決めて、決めてということで、そんな方向をしながら。ただし、だけれども、時間的なものも、まちづくりのものが切れてしまっても困りますから、その中で急ぎながらもその繰り返しをしながら、住民の納得いく意見の中のものをつくっていきたいとは思っております。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔 15 番 三友美恵子君発言 〕

15番（三友美恵子君） そのような形でしっかりと早急に進んでほしいと思います。交付金がなくならないうちに、工事が全部完了できることを祈っています。

入札制度の改革を求むということで、先ほど笠原議員に対する答弁の中で副町長が大分話をしてくださしまして、町の業者をもっと入れていきたいということですが、本当にAクラスの条件つき一般競争入札、そこでは町は1社しかAクラスがないわけです。そうすると、笠原議員が言っていましたけれども、BクラスでもどんどんAクラスの仕事をさせると、そういうわけには多分いかないと思うのです。Aクラスの仕事を、要するにJVでも何でも組んでもらって町の業者が入っていく。そこで、また大きな仕事へのステップアップもできると思うのです。永久に、先ほど副町長がおっしゃったように、玉村町のBクラスの業者たちは、高崎市にも前橋市の入札にもどこにも入れないわけです。玉村町の中だけで仕事をしなければいけない。いつもBクラスの仕事をしているのでは、Bクラス以上にはなれないのです。

ですから、AクラスとのJVでも組んでいただいて、そこで技術の習得とかそういうのもできるでしょうし、だんだんそこで大きな仕事ができるような形に、業績がないと、Aクラスにはなっていけないのです。大きな仕事ができたといい業績なしにはいかないのです。Bクラスの仕事を、土木の場合は分けてやれます。場所を分けて、それをBクラスの仕事に出すとかそういうこともできるでしょうけれども、建築の場合はそんな分離発注はできません。そうしますと、やっぱりJVを組んだ中で玉村町の業者を育てるといふようなことを、ぜひともやってほしいのですけれども、もう一度お考えを。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔 副町長 横堀憲司君発言 〕

副町長（横堀憲司君） 十分検討を続けて、いい結果が出せるように努力したいと思います。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔 15 番 三友美恵子君発言 〕

15番（三友美恵子君） 簡単なお答えでしたが、ぜひともやっていただきたいと思います。

それから、最低制限価格、ここの設定についても、JV組んだときでも、やっぱり業者が泣かされるような仕事の設定ではまずいでしょうし、また町でも、不当な価格によって手抜き工事などが行わ

れるようでは困りますので、ぜひそこら辺の設定についてはやっていただけますでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 入札制度については、19年度からいろいろ電子入札を取り入れたり、あるいは一般競争入札を取り入れたり、いろんなことをやっております。そして、最低制限価格につきましても、今年度中にいろいろ研究しまして、来年度からまた今までよりもよりよい形の入札制度にしていきたいと、今取り組んでいるところです。今年度、平成21年度から、入札、それから契約、それから検査、その窓口、業務自体を総務課の契約管財係に一元化しましてやっております。ここが中心になりまして、今年度中にある程度の今後の入札制度にかかわるものを詰めていくと、そういうことになっておりますので、最低制限価格につきましても、その中で十分に協議していきたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 十分協議して、いい制度をつくっていただきたいと思えます。きょうは何か確定の答えが出てこないのですけれども、1時間で終わらなそうなので。

住民主体の公園管理の体制づくりということで、町長が先ほど言っていただきました。1年間6万円という、玉村町で緑化推進事業のところにお金を出しているということでございますが、お金を出すだけではなくて、やっぱりさっき石川議員が言っておられましたけれども、住民と町行政が一緒になるという。お金出して、してくださいではなくて、一緒に何かをつくっていく。公園管理も、ただ公園を、このお金上げますからどうかしてくださいではなくて、町のほうでもこんなことがあるよ。

一般の中でも結構、この間調べていましたら、セブンイレブンなんかでも基金があって、緑化にお金を出したりしてくれるのです。そういう書類書いたりするのが、ちょっと大変です。そういうのを手伝ってあげたりとか、どこかほかにも補助金がいっぱいあるのです。そういう補助金を探してあげるとか、そういうことを一緒になって公園づくりをしていく。すると、町のお金だけではなくて、もっとお金がいっぱい来るのです。町民は、そういうことはできません。花を植えたりそういうことはできるでしょうけれども、事務ワークというのはできませんから。難しいのです、結構申請書類なんか。そういうのを一緒に手伝ってお金を探すことも、町のほうで一緒になってやっていただくと、この書類をどういうふうに書いたらいいのだろうかというのも、相談に乗ってもらったりすればできると思っています。

そういうことから、公園をつくる管理主体みたいな、そういうのがあったら、そこにみんなが相談に行きながら自分たちの公園を管理していくとか、そういう母体があったらいいなと。ただ補助金を渡すのではなくて、花の育て方から何からみんなやっていこうよみたいな、町じゅうで町の公園を全部きれいにしていこうというようなことをやったり、あとは公園の品評会、そんなのをやると。

また、どこの公園が一番きれいだよみたいな町長が賞状を出していただいたりすれば、またみんなも意欲がわいてくると思うのです。公園管理してくれよと、ただそれだけだと、自分の公園がきれいになれば、それは気持ちいいことだけれども、あっちの公園よりもっときれいにしようとか、そういう意欲をかき立てるようなそういう方向に行ったら、より管理も楽しくなるでしょうし、町全体がもっともっときれいになっていくと思うのですが、どうでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先に私が答弁します。

大変いいことです。そういう人たちと話してみますと、大変いろんな面で考えております。まちづくりについても、そういう人たちはただ公園で花を植えるだけでなく、玉村町をいかにして人から見てきれいな町にするかとか、地域をどうするかということを考えてくれている団体でございますので、大変今三友議員が言ったとおり、貴重な団体であると考えております。ですから、今後はもっともっと町との連携の中で、そういう人たちを育てていきたいし、先日もある講演会がありまして、人を集めなくてはならないということで、招待券をそういう団体に上げました。これはただの講演会ですから、ただの招待券でございますけれども、今後は文化センターの催し物などに、そういう人たちを招待ができるような形をしたり、町長からの感謝状とかそういうものを積極的に出して張り合いを持たせて、その人たちの活動を支援していきたいと考えております。

細かいことについては、都市建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 特に細かいことはありませんけれども、先ほど三友議員さんの中で、品評会をしたら、それでまた苗を配布したらということですが、面積当たりみんな個々に違います。そのところへ同じに苗を配ったら、同じものになってしまいます。そうすると、努力というのがなくなってしまうのではないかという疑問が一つあったのですけれども、そうなるのかなと思います。花でいっぱいになるということは結構だと思いますので、そういうような町内の農家の方を募って苗をつくっていくという方法も、検討はしていきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） でも、いいのではないですか。1つの花で町じゅうが飾られるというのもすごいなと思いますけれども。

町では、すごいいいものがあるのです。緑の基本計画、これを読みますと、なかなか実行されていないのですが、緑化推進のための財源確保というところで、緑の募金活動をやりますというのがありますが、町ではこのようなことに取り組んでおりますでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 手元にこの本が、新しいのがあるのですけれども、中身を議員さんも先日見ていただいたようでございます。平成11年にできておりますけれども、この中に書いてあることは、ほとんどまだ実行されていないというのが現実だと思っておりますので、よく読み直しながら、来年の予算取り等も頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 最後に、緑化意識の啓発ということですので、ごくいいことが書いてあるので、緑を大切に作る心の育成、広報紙や緑化事業を通して、住民、事業者の皆さんに緑の大切さを伝え、緑を大切に作る心の育成を図ります。また、皆さんが自主的に緑に触れ合う機会をつくり出し、玉村の緑を受け継ぐ子供たちに、緑と触れ合う生活が実現されるよう協力を求めていきますということで、このことをぜひやっていただきたいのですが、町長、一言最後に。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 子供たちがなぜ玉村町がいいかといいますと、緑が多いということと、田園があるということでございます。その緑を残してくださいという意見もたくさんあります。そういうことからしても、緑の大切さというのを子供たちが感じているし、先ほど村田議員さんが言ったようにポイ捨てなども、今の子供たちが大きくなったときには、多分緑を大事にしながら、そういうポイ捨てだとかごみを捨てるかということも、環境問題についても、大分玉村町がすばらしい町になっていくのではないかなと私は期待しておりますし、そういうことをさせるのが我々大人の責務と感じておりますので、今後も緑の玉村町としての緑を大事にし、花を大事にして、こういう団体を育てていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（宇津木治宣君） 三友美恵子議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） では、緑を大切に、玉村町の大事な自然を守っていただきたいと思っております。

以上で終わります。

---

## ○散 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あしたは午前9時までに議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時37分散会